

平成29年第3回定例会

孺恋村議会会議録

平成29年6月6日 開会

平成29年6月16日 閉会

孺恋村議会

平成29年第3回嬭恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○報告第2号の上程、説明、質疑	8
○報告第3号の上程、説明、質疑	9
○報告第4号の上程、説明、質疑	10
○同意第3号の上程、説明、質疑、採決	11
○同意第4号の上程、説明、質疑、採決	12
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○請願書・陳情書等の委員会付託について	19
○議員派遣の件について	19
○休会について	19
○散会の宣告	20

第 2 号 (6月16日)

○議事日程	21
-------	----

○本日の会議に付した事件	2 1
○出席議員	2 1
○欠席議員	2 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 1
○事務局職員出席者	2 2
○開議の宣告	2 3
○議事日程の報告	2 3
○承認第 3 号の上程、説明、質疑、採決	2 3
○請願書・陳情書等の審査報告について	3 3
○一般質問	3 4
土 屋 幸 雄 君	3 4
佐 藤 鈴 江 君	4 4
伊 藤 洋 子 君	5 1
大 野 克 美 君	6 0
○閉会中の継続審査申出について	6 8
○閉議及び閉会の宣告	6 8
○署名議員	6 9

平成29年第3回定例村議会

(第1号)

平成29年第3回婦恋村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成29年6月6日(火)午前10時02分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 2号 平成28年度婦恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 3号 平成28年度婦恋村上水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 4号 平成28年度婦恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 同意第 3号 婦恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 9 同意第 4号 婦恋村農業委員会委員の任命同意について
- 日程第10 議案第29号 平成29年度婦恋村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第31号 物品購入について(除雪機)
- 日程第13 請願書・陳情書等の委員会付託について
- 日程第14 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君

7番	熊川一君	8番	伊藤洋子君
9番	大久保守君	10番	羽生田宗俊君
11番	黒岩鹿二郎君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	黒岩優行君
総務課長	松本源君	総合政策課長	下谷彰一君
税務課長	土屋和久君	住民福祉課長	松本芳男君
建設課長	宮崎芳弥君	農林振興課長	小嶋正君
観光商工課長	加藤康治君	上下水道課長	熊川武彦君
教育委員会 教育事務局長	宮崎孝君	会計管理者	熊川さち子君

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩崇明	書記	宮崎清
--------	------	----	-----

開会 午前10時02分

◎開会及び開議の宣告

○議長（滝沢倅明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成29年第3回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（滝沢倅明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（滝沢倅明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本会の会議録署名議員に、熊川一君、伊藤洋子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（滝沢倅明君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月16日までの11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（滝沢倅明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、5月26日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） それでは、第3回議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、5月26日に委員会を開催し、第3回議会定例会の運営について協議をいたしました。

第3回議会定例会の会期は6月6日から16日までの11日間とし、村内公共施設の視察を6月12日に実施、一般質問の通告期限は6月12日正午までと決定いたしました。

提出予定議案は、一般会計補正予算など3件、報告3件、同意2件が予定をされております。

今定例会における請願、陳情等については、陳情2件であり、1件は議員配付とし、もう1件は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、当局から全員協議会で懸案事項などについての説明・協議を行いとの申し入れがあり、初日、議会終了後に行うことに決まりました。

そのほか、各常任委員会を6月12日の公共施設視察終了後に開催をし、村創生対策特別委員会は同じ日の常任委員会終了後に開催することと決しました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書3月から5月分及び定期監査の結果についてを受理したので、配付のとおり報告します。

次に、本職において決定した議員派遣並びに3月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

◎行政報告

○議長（滝沢俣明君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため、発言が求められておりますので、これを許可します。
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 6月議会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

国際的に近事、北朝鮮の核兵器の開発あるいは大陸間弾道弾等の実験等があります。また、テロ事件がヨーロッパ各地で行われておるといような状況もございます。アメリカではトランプ政権が新たにできましたが、日本国にとって影響の大きいTPPにつきましては、白紙撤回という状況が続いております。大きく国際社会が変化する中でございますけれども、日本国としてもしっかりとした対応を考えてもらえたらと思っておりますのでございます。

また、国内におきましては共謀罪法あるいは憲法改正による議論が近日的な課題として国会のほうで議論をされているところでございます。通常国会は今月の18日までというふうになっておるようでございますが、会期を延長して重要法案の審議をするという方向で動いておるようでございます。注意深く我が村にかかわりのあることについては、観照をしていきたいと考えておるところでございます。

村内におきましては、3月議会におきまして一般会計ベースで70億6,800万円という予算をお決めいただきました。現在、しっかりと一步一步、有害鳥獣の恒久柵あるいは創作実習館の改修、あるいは西部小学校の体育館やプール、あるいは道路の改良等予算を対前年で10%以上ふやしたということもございますので、一步一步着実に予算の執行に心がけておるところでございます。

第1次産業につきましては、つい過日5月31日、ひょう害がございました。対策本部を即立ち上げまして、被害状況を確認させていただきました。キャベツ面積につきましては、おおむね村の農林振興課と農協のほうの担当と協議をし、報告を受けたところで、キャベツが300ヘクタール、モロコシが約40ヘクタールという状況でございました。

県のほうからは、県議会中でございますが、副議長さんを中心に吾妻農業事務所の所長さん等も10名ほどが現場に視察にお越しいただきまして、確認をしたところでございます。

被災なされました農家の皆様方には心からお見舞いを申し上げます。

農協の組合長とも話をしたところでございますが、芯が立っていれば、村長、何とか大丈夫

夫だというお話も伺ったところでございます。消毒をしっかりと、追肥をしっかりといる農家の姿を現場で見えておりますが、少し立ってきたのかな、葉っぱがまた大きくなってきているなというところを確認しておるところでございます。お見舞いを申し上げますとともに、しっかりと生産管理をご指導いただけたらと、こんなふうを考えておるところでございます。

第2次産業でございますが、現在まで予算をご承認いただいた以降、入札を3回、20件を入札させていただきました。金額ベースで申しますと2億470万円ということで、対前年で約2,000万円ほど多く既に入札をさせていただきました。しっかりと第2次産業の皆様にも工事をしっかりお願いしたいと考えておるところでございます。

直轄関係の事業についてお話をちょっと触れさせていただきますが、上信自動車道につきましては、29年度は28億円でございます。前年の補正額は11.5億円ということで39億5,000万円ということで、国の関係の予算でございます。あわせまして、県の単独事業等を含めると44億から45億という事業費ベースでございますが、この上信道につきましては、私どもの村とすれば、2年後には整備区間の格上げということで目標に掲げておりますので、ぜひとも予算は予算でしっかり確保し、事業の進捗をしっかりとお願いしてまいりたいと、こう考えておるところでございます。

利根砂防の関係でございますが、13億円強の関係の予算を嬭恋村内では予定されておるところでございます。特に工事用道路等につきましても、しっかりとお願いを所長さん等にもお願いをしておりますので、また、一日も早くいい形で工事用道路から砂防、減災・防災事業が進むことをお願いしていきたいと考えております。

万座温泉のビジターセンター、工事がおくれましたけれども、2億円強で今工事をしていただいているところでございます。終われば、浅間山の登山道についてよくまた環境省とも引き続き協議もし、また要請活動もしてまいりたい、こう考えておるところでございます。

第3次産業の関係でございますが、ゴールデンウィークの関係ですと、対前年でやや上向き、ほぼ前年並みかやや上向きであったであろうという状況のようでございます。数字的にはまだ固まってきておりませんが、昨年につきましては28年度は4,400人、本年度は5,800人、推計で最終的には6,200人ぐらいで、対前年で40%増というようなことも報告を受けておるところでございます。

第3次産業につきましては、山開きもほぼ終わってきつつございます。また、このシャクナゲの後にはレンゲツツジという状況が花のほうでは来るわけでございます。グリーンシー

ズンに向かひまして、みんなで協力し合ひまして、外にPRをお互いにみんなですっかりと対応してまいりたいと考えているところであります。

今後の主な行事について触れさせていただきますが、6月9から11日、JAF公認の全日本ラリー、7月2日、第11回キャベツマラソン、7月29日、つまごい祭り、8月26日、孀恋コンサート、9月10、キャベチューというような主なイベントが継続して行われていきます。外にPRをしっかりと、お泊りいただけるイベントに育ててまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、私の4月、5月の日程的なものにつきまして若干触れさせていただきます。

3月28日、野菜生産者大会を、農協さん主催の生産者大会が行われました。

4月1日、長野大学開学記念式典ということで、上田市さんが今度法人格を持って、行く長野大学が開校されまして、孀恋高校からぜひとも推薦入学の卒をお願ひしたいということをお願ひを今継続でしておるところでございます。何とかいい形で孀恋高校から長野大学への推薦入学卒を確保できればと考えておるところでございます。

4月5日ですが、上信自動車道の開所式ということで県のダムの東吾妻町にありますダム事務所内に15名体制で新たに上信自動車道整備促進事務所と、上信道の独立の事務所が開所したということでございます。中之条土木のほうとは独立した形で上信道の整備促進ということで、人も金も知事のほうもつけたということでございます。一日も早く整備を皆さんと協力して、事務所にも頑張っただけいたらと考えておるところであります。

4月14日、草津白根山の防災会議でございますが、浅間山並びに草津白根山の現在レベルは2でございます。今協議されておることは、浅間も白根もでございますが、レベルを上げるときの基準は即あるんですが、レベルを下げるときの基準がないということがあります。気象庁の火山課長さん等もその辺の認識はしていただいておりますけれども、有識者の皆様方も同じ声が非常に今多い状況になっております。いずれにいたしましても、我が村は浅間山、白根山、両方ともレベル2という状況でございますが、何とかレベルを下げる時の基準を一日も早く明確にいただけたらと考えておるところでございます。

25日ですが、ジオパークの総会がございました。国内は認められましたけれども、浅間山南面の長野県の皆さんにも今後はしっかりとお願いをしてまいりたい、こう思っております。

5月に入りましてでございますが、5月21日、ちよだ・つまごいの森づくり植樹祭ということで例年どおり行わせていただきました。千代田区から18名の方がお見えになっていただいたわけでございます。来年はもう少し多くお越しいただいたらいいなというお声もたくさ

んございましたので、担当ともまたよく、先方とも協議して、そういう方向に行けるよう努力してまいりたいと思っております。

6月3日でございますが、メイプルの植樹ということで、メイプルの植樹を鹿沢のほうでさせていただきました。しっかりと木を植えて、20年後、30年後にメイプルシロップもとれたりしたらすばらしいなと考えておるところでございます。

ざっくり日程的なお話をさせてもらいましたが、詳細につきましてはホームページのほうにアップをさせていただいておりますので、ご確認をいただけたらと思います。

以上をもって行政報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） これで行政報告を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（滝沢倅明君） 日程第5、報告第2号 平成28年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 報告第2号の提案理由を説明させていただきます。

平成28年度孺恋村一般会計予算繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細につき、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

[総務課長 松本 源君登壇]

○総務課長（松本 源君） それでは、報告第2号 平成28年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について詳細説明いたします。

次のページをお願いいたします。

3月定例会でご承認いただきました繰越明許費の計算書について、各事業に係る財源の内訳を示したものでございます。

第2款総務費、第6款農林水産業費、第8款土木費、全体の繰越明許費は4億7,402万1,000円となり、財源内訳につきましては、国庫支出金3億607万5,085円、地方債650万円、その他特定財源としまして545万円、一般財源1億5,599万5,915円となっております。

以上、報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 本案について、これより質疑を行います。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 今の繰り越しの計算書の中で、これは何だ、事業名で個人番号制度基盤整備事業がありますけれども、先日新聞に、例えばカードをなくしたとかその通知書をなくしたとかというのも何件かあってとかという記事がありましたけれども、嬭恋村内ではそういう事実はなく、もしあったときの対処の仕方とかどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 松本芳男君登壇〕

○住民福祉課長（松本芳男君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

紛失ですとかそういったことにつきましては、きょう現在まで届け等はございません。また、再度交付する場合には、最初は手数料がかからないんですけれども、申請していただければ、交付手数料がかかりますけれども、申請はできますので窓口に来ていただければ大丈夫です。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご質問ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第2号 平成28年度嬭恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（滝沢俣明君） 日程第6、報告第3号 平成28年度嬭恋村上水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第3号の提案理由の説明をさせていただきます。

平成28年度孺恋村上水道事業会計予算明許繰越にかかわる歳出予算の経費を繰り越しましたので、地方公営企業法第26条の規定により繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細は担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、報告第3号 平成28年度孺恋村上水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の説明をさせていただきます。

それでは、次のページをごらんください。

地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越しで、建設改良費のうち用地測量費の繰り越しでございます。大口径管用地測量費970万円を繰り越すものでございます。財源としましては、当年度損益勘定留保資金でございます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第3号 平成28年度孺恋村上水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（滝沢俣明君） 日程第7、報告第4号 平成28年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第4号の提案理由を説明させていただきます。

平成28年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算明許繰越にかかわる歳出予算の経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細は担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） それでは、報告第4号 平成28年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の説明をさせていただきます。

それでは、次のページをごらんください。

3月議会におきまして、補正予算としまして繰越明許費を計上させていただきました処理場管理費で公共下水道水質浄化センター、汚泥脱水機、ろ布交換修繕費の185万円を繰り越すものでございます。財源としましては、一般財源となります。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第4号 平成28年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第8、同意第3号 孺恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第3号の提案理由を説明させていただきます。

本案で提案させていただきます橋詰貞助様は、固定資産評価審査委員として平成20年7月1日より平成29年6月30日までの3期9年間、委員としてお願いし、本村における固定資

産事務にご尽力を賜っております。今後におきましても、これまでの経験を生かしていただき、ご指導を賜っていただきたいとともに、本委員に適切な方と考えておりますので、引き続き委員をお願いし、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

慎重審議、ご指導の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第9、同意第4号 婦恋村農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 提案理由を申し上げます。

婦恋村農業委員会委員の任期が平成29年7月19日で満了になり、農業委員会等に関する法律が改正され、新たな任命に議会の同意が必要となったことから本案を提出するものでございます。

詳細につき、担当課長から説明させます。よろしくご審議のほど、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 小嶋 正君登壇〕

○農林振興課長（小嶋 正君） それでは、同意第4号について説明させていただきます。

裏面の候補者名簿をごらんいただきたいと思います。

農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員の任命方法が従来の公選制から公募・推薦方式へと変わりました。なお、新制度によります農業委員の条例上の定数は17人です。

3月に公募しましたところ、ごらんの名簿のとおり定数と同じ17人の推薦がありました。このうち、1から15番までは地区の推薦、16、17番は団体からの推薦となっております。認定農業者の過半数要件がありますが、11人が登録されており、これはクリアされているところであります。

以上で同意第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢俣明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第10、議案第29号 平成29年度嬭恋村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第29号の提案理由について説明させていただきます。

平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出総額70億9,100万円とするものでございます。

詳細は担当課長から説明させますので、慎重なるご審議を賜り、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第29号 平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第1号）について詳細説明いたします。

平成29年度孺恋村一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億9,100万円といたします。

補正の概要につきましては、農林水産業事業の対象補助事業の組み替えによるものになります。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正事項別明細書について説明をさせていただきます。

まず、歳入からでございますが、第15款県支出金、補正額2,065万円、第18款繰入金、補正額235万円、合計補正額2,300万円になります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出になりますが、第6款農林水産業費、補正額2,300万円、合計2,300万円。

財源内訳につきましては、国・県支出金2,065万円、一般財源が235万円となります。括弧内につきましては、補正前の数字になります。

次に、歳入歳出の内訳になりますが、5ページをお願いします。

まず、歳入ですが、第16款県支出金、第2項県補助金、4目農林水産業費補助金、補正額2,065万円。これは小規模農村事業と農地耕作条件改善事業の組み替えによる増額分になります。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額235万円になります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出になりますが、第6款農林水産業費、第1項農業費、5目農地費、補正額2,300万円。これは歳入と同様に小規模農村整備事業と農地耕作条件改善事業の組み替えにより事業量の増による増額補正になります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第29号 平成29年度嬭恋村一般会計補正予算（第1号）は可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第11、議案第30号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第30号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） それでは、議案第30号の説明をさせていただきます。

この関係、議案の裏面をごらんください。

参考資料を添付いたしてあります。この表にありますように、土木のAランク11社に対しまして見積もり依頼を行いましたところ、上坂建設株式会社が落札されております。

この工事は、体育館、プール建設予定地の造成工事ではありますが、都市計画法に基づきまず開発行為が必要な部分等ございまして、敷地内の雨水排水処理対策のための排水槽の設置や敷地の段差解消のための土工事が主な内容になっております。

なお、この後、本体の建設工事につきましては、8月下旬に入札を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第30号 工事請負契約の締結については可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第12、議案第31号 物品購入について（除雪機）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第31号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定により、本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明させますので、慎重審議、ご指導の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 議案第31号について、詳細説明をさせていただきます。

物品の購入でございます。除雪機でございます。

取得する物品ですけれども、除雪ドーザ14トン級、1台でございます。契約金額2,340万3,600円でございます。契約の相手方ですけれども、日本キャタピラー合同会社中部地区小諸営業所でございます。

裏面のほうに入札の経過がつけてありますので、参考資料として見ていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤さん。

○8番（伊藤洋子君） この除雪機については、前年度の予算でも購入したりしましたけれども、今現在、機種による台数とかで、今後もまだまだ必要なのかというのを、その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤洋子議員の質問にお答えいたします。

機種についての台数詳細がちょっと資料を今持っていませんので、後ほど調べてお答えさせていただきますと思います。

今後の購入予定ですけれども、どうしても今使っている機械が古くなっているものがありますので、そういう古いものから順に買いかえていきたいと考えております。

ちなみに、今回購入させていただく前の機械は昭和63年に購入したもので、30年近くたっているものですので、そういう形で古いものから購入をさせていただきたいと考えており

ます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

大久保さん。

○9番（大久保 守君） 1つお伺いしたいんですけれども、例えば土木建築ですとランク制があって、A、Bで分けて、入札しているわけだと思うんですけれども、指名で。この物品に対してはランク制っていうのはあるんでしょうか。それから、例えばランクがあれば、この金額に対してはこれだけの業者を指名するんだというようなのが何かあるんでしょうか、規定は。

○議長（滝沢倅明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） じゃ、大久保議員の質問にお答えさせていただきます。

物品に対するランクというのは、今ちょっと詳細な資料がないのでわからないんですけれども、ないと思われま。

それで、何社以上というのは、今回の入札ですとどうしてもつくっている会社というかそういうものが限定されておりますので、そういう会社の入札参加願いを出していただいているところを指名させていただいたという状況になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、議案第31号 物品購入については可決されました。

◎請願書・陳情書等の委員会付託について

○議長（滝沢倅明君） 日程第13、請願書・陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書・陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、陳情の審査を別紙文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（滝沢倅明君） 日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について、変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（滝沢倅明君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により15日まで休会したいと思います。これにご異議あり

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢俣明君） ご異議なしと認めます。

よって、あすから15日まで休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（滝沢俣明君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時45分

平成29年第3回定例村議会

(第2号)

平成29年第3回婦恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成29年6月16日(金)午前10時04分開議

- 日程第 1 承認第3号 工事差止請求に係る調停の申し立ての専決処分の承認について
日程第 2 請願書・陳情書等の審査報告について
日程第 3 一般質問
日程第 4 閉会中の継続審査申出について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	黒岩 優行 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	下谷 彰一 君
税務課長	土屋 和久 君	住民福祉課長	松本 芳男 君
建設課長	宮崎 芳弥 君	農林振興課長	小嶋 正 君
観光商工課長	加藤 康治 君	上下水道課長	熊川 武彦 君
教育委員会 事務局 長	宮崎 孝 君	会計管理者	熊川 さち子 君

事務局職員出席者

議会事務局長 黒 岩 崇 明 書 記 宮 崎 清

開議 午前10時04分

◎開議の宣告

○議長（滝沢倅明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回婦恋村議会定例会を再開いたします。

婦恋高校の皆さん、おはようございます。

本日は傍聴、大変ご苦勞さまです。

きょうは、婦恋高校の生徒さん36名が議会を傍聴されます。傍聴される生徒さんの入れかえのため、会議途中で休憩しますのでご協力をお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（滝沢倅明君） それでは、本日の議事日程は、別紙日程表のとおりであります。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第1、承認第3号 工事差止請求に係る調停の申し立ての専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 婦恋高校の生徒の皆さん、きょうは議会の傍聴、大変ご苦勞さまでございます。

ものを決めるのは議会、ものを執行するのは私ども当局でございます。私どものほうには予算の提案権とか地域との交流する権利とかいろいろ、執行部にはございますけれども、ものをお決めになるのは議会でございます。議長さんを中心として、村民に選ばれた議員12名の方々がお決めになっていただいております。

きょうは大変ご苦勞さまでございます。

承認第3号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

工事差止請求調停事件につきまして、調停の申し立てを専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議、ご指導の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 詳細の説明をさせていただきます。

平成29年5月26日、工事差止請求に係る調停の申し立てということで専決処分をさせていただきます。

調停の内容については別紙に参考資料がついておりますので、ごらんになっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） 今の裁判の問題なんですけれども、異議の申し立てのことなんですけれども、今回ブルーキャピタルが開発工事に着手したことによって裁判を始めたと思います。鎌原区のこの問題に関連をしております。ちょっと鎌原の出身の議員として質問させていただきます。

事業主がこの申請した土地で太陽光発電設備事業に関する工事に着手してはならないという調停を、村は申し立てました。それにより、条例設置前に鎌原区がブルーキャピタルと交わした約束ができなくなるおそれが出てまいりました。区が村に提出した陳情書は趣旨採択となっております。この件について、最悪の場合は鎌原区に対して村はどのような対応をして解決してくれるのか、質問をいたします。太陽光問題は水路問題と関係ないと言うかもしれませんが、鎌原区にとっては大変重要な問題であります。生活の営みがかかっております。村は、鎌原区が不利益をこうむらないような対策をとることを願っております。

今回、また条例ができてから鎌原の立野地区で太陽光ができてまいりました。このことに対して、条例ができてから立野側のナカネ地区で太陽光ができています。今回は、ブルーキャピタルは裁判で異議申し立てということでございます。こういうことは、村民が物すごく今、不信を持っています。行政の対応、区長さんに聞いたら、鎌原区には今回のことは何も通達がなかったということでございます。これは鎌原の住民を軽視していると私は思います。陳

情書がちゃんと出ているんで、こういうことで鎌原区に説明ぐらひは絶対していただきたいと私は思いましたので質問をしたんで、誠意ある答弁をお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

鎌原区が当該係争中でございます案件のことにつきまして、鎌原区と株式会社ブルーキャピタルさんと2月だったと思われませんが、工事をしましよという契約があるということは確認をさせていただいておるところでございます。また、過日区長さんがお見えになられましたときに、状況の口頭では説明をさせていただきましたが、正式に鎌原区につきましては状況説明を役員さんをお集めいただいて説明はしてまいりたいと考えておるところでございます。いずれにいたしましても水利権というのは権利でございますので、鎌原区の地区にとりまして水利権はあると私どもも承知しておりますので、その水利権のある範囲においては民間が工事をやる、あるいは村がやるにいたしましても水利権は保護されるものだと思っております。そういう意味からいたしまして、誠意ある対応を鎌原区とも今後は協議をさせていただけたらと、このように思っております。

また、立野地区の話が今出ましたけれども、エリア内に入っておるというような状況のようでございます。早急に担当は担当で確認しておると思われませんが、私もしっかり確認をとってまた対応してまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） やっぱりこの太陽光問題は、行政が後手後手に回ってこういうことをしているから、こういう不信感とかそういうのが生じるのかと私は思います。事が起きたとき、やっぱり敏速、早急にそういうことを解決、いろんなことをして動かなければ、ただ先延ばしてこういうようにして問題が起きているからこういうことになるから、こういうことになるんだと私は思うんです。村の積極的な解決策を進めることを私は願っております。鎌原区の工事はやっぱりブルーキャピタルもかかわりがございますので、調停のときか、その水路問題も調停の中に取り上げていただき、村がするのかないのか、その辺のところもよく確認をしていただきたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 鎌原区の今、案件でございますが、調停の中でも事実は事実で議会の趣旨採択という議決もございますので、それは、それを十二分に踏まえて交渉に当たりたい、また裁判のほうの調停においてもそのように対応してまいりたい、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ございませんか。

大野克美君。

○12番（大野克美君） ちょうどこの議会が始まる前に、ちょうど控室で村長がこのブルーキャピタルとの交渉の中で、ちょうど私非常に気になることを言ったんです。詳しいことはこの議会の後でまたやろうと思ひますけれども、そこの中の趣旨の中で、ある代替案として、太陽光発電を今の場所じゃない場合にほかのところへやるというのを今聞いたんです。10分ぐらい前に。それで、それは太平洋の今あるゴルフ場の脇の土地、平和不動産のところの土地、あるいは棧敷山のほうに代替案でブルーキャピタルさんに話したということ聞いたんです。

これはもうとにかく孀恋のあそこの重要な土地は、これみんな村民のもので、村長個人のものではないんです。ですから、勝手に村長の考えで、村長一応代表ですから言葉が非常に重いんです。相手の交渉するような方たちも。普通の一般の職員さんが何かちょっと話したというんじゃないですよ、これは。今のこういう国会でやっている加計学園の問題もそうですけれども、とにかくそういうことというのは慎重に進めないと誤解を受けるわけです。ですから、そういうちゃんとした議会のみんなの意見を聞いてやるとか、あるいはそういうことで進める、それはいいです。だけれども、村長が思いつきで勝手に、じゃ、ここの土地がだめだから、じゃ、ほかの土地のところということも何の議員さんたちになしで進めてしまうというのは、これはやり過ぎです。ですから、ここでやるとまた議論がそれこそ1時間ぐらいかかっちゃうからもうここでやめますけれども、10分前に聞いたことです。ですから、それに対して村長はどういうふう to 今後を進めていくか、その姿勢だけちょっと言ってください。

○議長（滝沢俣明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 孀恋村村長という立場は対外的に対しましては、法律行為をするのについて交渉する権限もありますが責任もあるという立場だと思っております。代表でございますので、外からの重要案件については代表者として接するというところでございます。また、

私が事件を受けておるのは、村民による選挙による投票行為によって選ばれておるという授權をいただいております。その範囲におきまして、地方自治の本旨に基づきましてしっかりと行政を執行するのが私の責務だと思っております。したがって、対外的に交渉する権限もあるし責任もあるということだと思っております。

先ほど交渉経過につきまして、若干ご報告ということでさせていただきましたが、きょう、先ほど議長の意見も踏まえまして、この会議が終わった後にまた全員協議会等をお開きいただきまして、そこでまた十二分な説明はさせていただきたい、こう思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありますか。

唐澤弘君。

○3番（唐澤 弘君） 村長、やはりこれは孀恋村として今回の専決処分については、こういう流れをもっていかなければならないような状況になったと思うんですが、日ごろの、例えばこれにかかわる景観条例や開発条例については、日ごろの条例規則を含めて管理をいかにしてきたかということが今問われているんだというふうに思います。今後これにかかわることなくほかの条例も含めて孀恋村がしっかりと地域を守る、それから住民の財産を守るという立場からすると、しっかりした管理がなされていないとこういう事件が起きたときに後手後手に回るのが今の孀恋村の現状だと思いますので、その辺の考え方をきちんと聞かせてください。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 私ども執行部は、予算につきましては議会の承認を得、さらにその予算を執行するというところでございます。また、条例が村にはございますので、議会のお決めいただいた条例にのっとり仕事をするのは当然の責務であります。憲法があり、法律があり、村の条例があり、あるいは規則があり、あるいは政令もある。そういう中で行政執行につきましてはガバナンス、やっぱり政治的にしっかりとガバナンスを持つ、それからコンプライアンス、情報公開する、こういう責務が近年特に行政においては重要視されている時代になってきておる状況でございます。

特に法律問題につきましては、議員の皆様方ご存じのように大きな基礎的自治体におきましては弁護士を雇うというような時代が来ておる社会情勢だと思っております。我が村におきましても学事法制課に人員を派遣し、明治以降の条例規則等の改正すべき文言等は改正し

てきたわけですが、今後より一層、今、唐澤議員のご指摘のありましたガバナンス、コンプライアンス、こういうものをしっかりと庁内引き締めて努めてまいりたい、基本的にはそういう方向で今後もしっかり対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守君。

○9番（大久保 守君） 皆さん出ているように、この訴状はいたし方ないと、これを早くやるべきだったなどは思っておるんですけども、1つは太陽光について開発条例では太陽光という文言をつけてしたわけですけども、今出た景観条例等々はいわゆる工作物というような仕組みの中でやるんでありますが、説明の中でもありましたとおり建築法では工作物の中に、今、国はその太陽光入れていないということで、景観条例はみんな工作物という内容でうたってあるんで、これはやはり太陽光施設というものをきちんと景観条例に明記していくことが必要じゃないかと思うんですが、その点村長どうでしょうか。

○議長（滝沢倅明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 大久保議員の質問に答えさせていただきます。

今の景観条例といいますと、どうしても建築物、工作物という形で規制するものというか、そういうものが建つときに、つくるときに、その景観条例が施行されるというようなそういう形になっております。先ほど説明をしていただいたのと同じなんですけれども、これ国土交通省のほうから、そういう太陽光発電については建築物、工作物の中から外しますよという、そういう通達が来ているものですから、今の景観の条例等ではちょっと取り締まりと言ひますか、いや、言葉はちょっと悪いんですけども、その対応がちょっとできないのかなと考へております。よろしくお願ひします。

○議長（滝沢倅明君） 大久保守君。

○9番（大久保 守君） 今、課長の答弁、それはそのとおりだと思うんですけども、それは条例は村が施行するわけだから、制定するわけだから、村が工作物は工作物、太陽光は太陽光という施設名を入れればそれは済むわけですよ。それは、国でいうその工作物に太陽光は入らないというのはそれはわかるんですけども、工作物は工作物で村が取り締まりをしていると。なおかつ、太陽光という施設名を入れれば太陽光の施設を今度はできるわけじゃないですか。村の条例は一番低くなっちゃって、上へ上へ行けば上位の法令がそれは勝っちゃうんで最終的にはだめかもしれないけれども、あれにはなりますよね、歯どめにはなり

ますよね、一番最初の。だから、そういうのはやっぱり国がそう言っているからそうだろう
じゃなくて、やっぱりそこに太陽光という施設名があるために抑えられることはできると思
うんです。そこはどうか、村長。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 国土交通省の政令でしょうか、その内容を詳しくはちょっと理解して
おりませんけれども、具体的、個別的に条例で必要であれば加えることは可能であると私も
思っております。上位法のほうが最終的には優位する可能性がありますけれども、大久保議
員のご指摘のとおり文言として入れるということは可能性があるんであれば、前向きに今か
らでも検討を加えてみたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありますか。

黒岩鹿二郎君。

○11番（黒岩鹿二郎君） 条例、規則がクリアすればいいということですが、嬭恋村、
農業と観光という村で挨拶をずっと言っています。太陽光自体、まして別荘地の中の太陽光、
観光としての村の意見としてどう思いますか、村長さん。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、嬭恋村、別荘が9,300軒ほど建物が建っております。また、地
べたのほうが2万8,000強の地べたの所有者がいるわけがございます。軽井沢に次ぐ浅間高
原における一大別荘地帯であるというのが現実だと思っております。一応、その中の浅間高
原の中心地域ゾーンにあの地区は位置すると考えております。あそこにやはり今の景観条例
をつくってきた経緯を考えますと、あのだ真ん中のところに太陽光施設ができるというこ
とは余りにも景観を損なうと。また、既存にお住まいいただいているセカンドハウス、別
荘を持っている方々はこの大自然を求めて来て住んでおる、定住している方もいらっしゃる
と。また、別荘もたくさんの方が8月には2万人強のお客様もお見えになると、別荘にお見
えになれるというゾーンでございます。そういう意味からいたしまして、あそこにはできる
のは感覚的にまずよくないなというのが感覚的に思うところでございます。

しかしながら、行政的にも議員の皆様方のご提案もございまして条例を制定してきたとい
う経緯もございますので、条例は私どもは従う義務がございますから、それに従って今後条
例の規則に従って行政行為を執行してまいりたい、また許可があるべきものにといただくも

のにつきましては許可を得ていただきたいと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 黒岩鹿二郎君。

○11番（黒岩鹿二郎君） 今の村長の言葉はもっともな言葉なんですけれども、ただ、村長も今言ったあの場所でという、（聴取不能）、ツインタワー、あれも県に世話になって結局できなくなりました。ただ、やはりこの一番先に申請が出てきたときに庁内ではこの論議はなかったんですか。これ恐らくみんな疑問視を持たなきゃおかしいんだよね。この前我々が先に見に行ったとき、あの沢に案内されました。今回伐採行ったときはあの有料道路のすぐ脇がみんなきれいになっちゃった。あれを見ると、やっぱり誰かが疑問視を言わなきゃおかしいんじゃない、皆さん。法令、規則、クリアすればいい、そういうもんじゃねえよな、やっぱり。ツインタワーの1件があるでしょう。あれほど県に世話になって、県に賠償金払わせて、なおかつまたこういう施策。これちょっとおかしくないですか。

もう一度村長さん、その辺のいきさつ、申請をもらって、どういう庁内で会議をしたのか、会議をしなかったのか、みんな法令、規則はクリアしたから会議をしなかったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 黒岩議員の質問にお答えさせていただきます。

平成23年3月11日に東日本大震災がありました。福島第一原子力発電所の被害があったということでございます。それ以降につきましては、国において再生可能エネルギーをしっかりとやらなくちゃならんと。原子力発電はこのままどうするかということが議論になったわけでございます。そのときに太陽光発電、地熱発電、風力発電等の再生可能エネルギー、しっかりと日本国はしようという政策転換をダイナミックにした経緯がございます。

○議長（滝沢倅明君） 村長、質問者の的確に答弁をお願いします。

○村長（熊川 栄君） はい。

それで、それにつきまして我が村におきましてもほかの企業もケン・コーポレーションさん、あるいは国際エナジーさん等大規模な太陽光発電は設置されて、許可はまだ条例がございませんでしたので許可はなく、林地開発等の許可があれば我々はそれを認めてきたという経緯があるわけでございます。プリンスホテルさんの浅間コース、3ホールですね、こういうものも認めてきておるわけでございます。

しかしながら、社会がだんだん変化をしてきて、今日では景観について、景観を大幅に損なうものについては条例で規制しようという状況が生まれつつある現実でございます。そんな中で我が村におきましても、件数で言えば50件か70件ぐらいの方々が太陽光発電を再生可能エネルギーということで設置をしているのが現実でございます。そんな中でございましたが、あの地域については黒岩議員のご指摘のとおり、あそこの真ん中にあれだけの規模ができるということについては、まさに農業と観光、あとは別荘地のど真ん中ということもございまして、議員さんのご指摘のとおり条例も制定も早急にさせていただき、議員発議でさせてもらった経緯があるわけでございますが、そうしてそれに対応して今日に至っておるという状況でございます。

また、いつそれを村のほうで庁内で協議したかというご指摘でございますが、それにつきましては、昨年以來、許可申請等が出てきて、またいろんな方からのご指摘、別荘地内で太陽光発電あちこちできているねという声も伺ってきた経緯がございます。そんな中で、条例制定の動きも出てきたということでございます。いつかの時系列について詳細にまた黒岩議員にはお答えさせてもらいたい、いつこういう会議したかはお答えさせてもらいたいと思いますが、そういう経緯の中で、片方では太陽光を認めましょうと、片方では景観を損なうものについては規制する状況になりつつありますよと。また、単価のほうにつきましても売電価格が41円から現在21円というようなことで社会がダイナミックに変わっておりますし、そういう状況変化に応じて太陽光発電のあり方、今日改めて問われておるのは現状だと考えております。時系列につきましては詳細について黒岩議員にはご報告を後ほどさせてもらえたらと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 黒岩鹿二郎君。

○11番（黒岩鹿二郎君） 景観法をつくる時、私ははっきり言って反対しました。これは、村民がまた手続が非常に、要は業者はまた余分な手続、余分と言うのはおかしいかもしれませんが追加の手続をせざるを得ないにもかかわらず、村長さん今あの場所で景観を害するという言葉が出ました。俺もそう思うんだよね。だから、これ先に申請のときに村長さんがそういう考えを持って規則も何もクリアしてもちょっと待てよと。太陽光は景観法を害するよと。あの場所では。こういう判断ができればこの話、しなくてもよかったんだよね。俺はこのところはちょっと寂しいんだ。最近この役場はちょっとおかしいよ。やっぱりこういう施策、ちょっと何か配慮が足りないような気もするが今後気をつけてやってください。

答弁は要りません。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江君。

○1番（佐藤鈴江君） 私は27年9月の定例会において、太陽光発電では未来に禍根を残さない取り組みをとということで一般質問をさせていただいております。そのとき村長の答弁は、この4月より景観条例が施行され、村内では1,000平米以下の土地の形質変更を伴う行為や、別荘地区で行為面積が300平米を超え、かつ高さ1.5メートルを超えているのり面または擁壁を生ずる土地の地質変更については、届け出の対象となるというふうに答弁をさせていただいて、また、その届け出の機会においては設置者に必ず撤収の際の原状復旧等について指導を行っていくというふうに答弁を行っております。

その点で、27年9月にさせていただいたわけですがけれども、この太陽光発電についても先ほどからその農業と観光と言われているこの村にとって、やはり自然豊かな村を後世に残していくということは重要な課題でもあるというふうに認識をしています。その点に対して村長だけではなく、やはり幹部職員が共通の認識として、そういう申請が上がってきたときにその課題として、共通認識として幹部職員の中で検討をすると、そういった取り組み、またスピーディーにそういったものに対応できる体制が必要だったのではないかなというふうに思います。その点について、やはり議会の中で質問をされたこと、そういったものについて速やかに、やはり回答が得られるような、また報告をしていただけるような体制づくりを、今後村として、していただきたいというふうに思います。よろしくお願いをしたいと思いません。

○議長（滝沢倅明君） 答弁は要りませんか。

○1番（佐藤鈴江君） はい。いいです。

○議長（滝沢倅明君） はい。ほかにご質疑ございますか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[「賛成討論をするのは……」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢倅明君） あ、ごめん。

[「討論ないんです」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢倅明君） これは討論ないんですね。

[「ないです」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢倅明君） 専決処分なので討論はございません。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） じゃ、再度確認をさせていただきます。

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、承認第3号 工事差止請求に係る調停の申し立ての専決処分の承認については、提案のとおり承認されました。

◎請願書・陳情書等の審査報告について

○議長（滝沢倅明君） 続いて、日程第2、請願書・陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に、請願書等を所管の委員会に付託した事件の審査結果については、配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 佐藤鈴江君登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤鈴江君） 総務文教常任委員会では、陳情1件について当委員会への付託を受け、6月12日午後2時から、委員当局から村長、教育長、関係課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査しましたが、その結果について報告をいたします。

上坂建司氏から提出された陳情第2号 議員の兼業禁止に関する陳情書について審査をしました。

陳情の趣旨は、地方自治法第92条の2の議員の兼業禁止の法に抵触するとし、議員の資質を問うべきであり、毅然とした対応で適切な措置をとるよう求めるものであります。

当局の工事請負の指名参加については、法人等について代表者等登記簿謄本で確認し、地方自治法第92条の2に該当しないことを定期的に確認しているとの説明があったが、陳情書の記載内容では詳細な内容を確認することができないことなど、今後議会として倫理規程等検討していく必要があるのではないかとことから、継続審査とすることに決しました。

その他、報告事項として、住民福祉課から第7期介護保険計画のタイムスケジュールについて及びグループホーム公募状況について、また総務課から、群馬県立嬭恋高校スケートリンクの進入路について予算措置の検討状況について説明が行われました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢倅明君） ご意見がありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第2号 議員の兼業禁止に関する陳情書について、総務文教常任委員長報告のとおり継続審査に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（滝沢倅明君） 日程第3、一般質問を行います。

土屋幸雄君外3名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（滝沢倅明君） 初めに、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

土屋幸雄君。

[2番 土屋幸雄君登壇]

○2番（土屋幸雄君） 大変、傍聴ご苦労さまでございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、ヘリサインのできるヘリポート整備について質問をいたします。

119番通報を受けてから、救急車が現場に到着するまでの時間は短縮されていると思います。これは道路網の整備によるものと感じております。しかし、医療機関への搬送時間、さらに治療困難などで他の病院に転送される時間が問題だと思われます。特に本村は、救急医療機関から遠隔地にありますので、搬送中に亡くなられたという事例もあります。これらを解決するには搬送時間を短縮するしかなく、ヘリコプターで搬送するしかありません。そんな中、群馬県内でドクターヘリを導入、活用されています。嬭恋村でもそれを利用しております。そこで、どこに着陸するのか、受け入れ可能な救急医療機関への搬送時間を想定しているのか、また、夜間、悪天候でも搬送可能なのか、県に1機ということでございますから搬送要請が重なった場合の対応策はあるのか伺います。

また、大規模災害時には自衛隊、消防、警察等他県からヘリコプターが派遣されます。土地勘のないヘリコプターが活動するためには、わかりやすい表示、発信の整備が必要であり、そのためには村内数カ所にあるヘリポートの整備、体制づくりであります。ヘリサインがあることによって、ヘリコプターが着陸場所の確認の時間短縮に絶大な効果があり、敏速な救護活動への助けとなります。それにより、救急のドクターヘリ、災害時のヘリの派遣等の場合にも飛行、着陸場所の確認に有効でありますので、計画的にヘリサインの整備を早急に進めるべきだと思いますが、いかがお考えか伺います。

次に、嬭恋村の防災行政について質問をさせていただきます。

平成23年の東日本災害、28年熊本災害等あけることもなく地震を初めとして集中豪雨等、日本は自然災害の多い国であり、嬭恋村においてもいつ、どのような災害に見舞われるか誰にもわからない状況だと思われます。そこで、次の4点について質問します。

1点目、避難所の運営対策について。これまでの災害による避難所の状況を、テレビ、報道等で見ると、多くが学校体育館、各種集会所等が避難所となっております。嬭恋村においても避難所としてそのようなところが想定されております。そこで、避難所を運営するための避難運営マニュアルは作成されているのか、また作成されているのなら提出を願いたいと思います。

2点目、避難所の冬季対策について。温暖な地域や夏季であれば毛布等を準備しておけばある程度は生活可能ではありますが、嬭恋村のような寒冷地においては、もし冬季に災害が

起き、停電等で暖房が困難になったとすれば、現在の避難所においては生命の危機だと感じます。そこで、避難所の温度確保をできるようにしなければならないと感じますが、それらの対応策はあるのか、また十分でないとすれば今後どのように整備を検討するのか、考え方を伺います。

3点目、災害時の食料について。災害時の食料については保存用のアルファ米、乾パン、クラッカー、水などを中心に確保しているのが、食料は健康な成人には役立ちますが、特に子供、老人や体の弱っている人たちにとってはとても受け入れられないものではないでしょうか。そこで、粉ミルク、哺乳瓶が必要な乳幼児、やわらかく温かい食事を必要とする高齢者等の災害時の備えは十分でしょうか。多数の食料確保も大切ですが、本当に役立つ食料の確保の再検討が必要と考えますが、村の見解を伺います。

4点目、災害被災者に対して早期生活再建策について質問します。ことし、新潟県糸魚川市で大火災が起きました。強風の中での消火活動の限界を見たような気がいたしました。そこで、嬭恋村の被災者対策について村長の考えを伺います。実際にできることは防災対策、そして被災の支援であります。災害が発生してから準備をしていたのでは体制が整うまでに時間を要してしまいます。早期に支援を実施するには、被災前からいろいろなことを想定したシステムを導入しておくことが必要であると考えます。防火訓練において罹災証明書の発行訓練を実施する必要があります。嬭恋の村民もその対応に安心感も高まるかと考えております。システムの構築、罹災証明書の発行訓練について伺います。

次に、道徳教科化の対応について。道徳は、小学校で平成30年度、中学校では平成31年度から、これまでの教科外活動から特別の教科になるということですが、どのような内容の教科となるのか不安や誤解が生じておりますので、教育長の見解を伺います。

1点目は、小学校低学年から行われる道徳教育が、個人の持つ人格の押しつけにはならないのか。

2点目は、道徳が教科となると評価の対象となると思いますが、個人の考え方をどのように評価をするのか、また評価が気になり本音が言えなくなったり、息苦しい世の中にならないかという心配もあります。学歴重視の社会において、道徳が受験の内申点の対象となるのか、ならないのか明確に答弁をいただきたいと思います。

3点目は、教科になるということは、これまでの授業内容との変更点を具体的にお知らせ願いたいと思います。特定の価値観を押しつけるような指導が行われるのではないかということもあります。どのような指導方法を考えているのか、不安を払拭できるように具体的な

答弁をお願いいたします。明快な答弁をお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目のご質問でございましたヘリサインのできるヘリポートの整備についてでございます。

1点目のドクターヘリについてでございますが、まず着陸する場所については、ご存じのとおり村内には夏季スケート練習場、総合グラウンド、婦恋村運動公園の3カ所で、要請時の着陸場所は広域消防本部が最適と判断した場所に着陸することとなっております。搬送時間の想定については、ヘリ搭乗の医師が指定医療機関の中から患者の容体等を考慮の上、消防機関と協議し、搬送先を決定することとなっております。飛行可能時間は有視界飛行が義務づけられているため、8時45分から17時45分または日没の30分前のいずれか早いほうで、夜間や悪天候時には活動できません。搬送要請が重なった場合は、群馬県は防災ヘリでの対応や、平成23年から栃木県、茨城県との連携協定と、平成27年からは埼玉県との覚書により要請可能となり、広域的に活動を行っているところでございます。なお、婦恋村につきましては、長野県サイドの広域の防災ヘリ等も連絡をとれる体制になっておるところでございます。

2点目のヘリサインの整備についてでございますが、現在では陸上自衛隊相馬原駐屯地からの要請で、婦恋村運動公園と総合グラウンドの2カ所にヘリの離着陸使用許可書を提出しております。ヘリサインは災害時に迅速かつ円滑な対応ができるよう、対空表示として役場庁舎、学校施設等の公共施設や河川、堤防等が考えられますが、今後自衛隊等からの要請があればさらに検討を加えてまいりたいと考えておるところでございます。

第2点目でございますが、婦恋村の防災行政についてのご質問でございます。第1点目の避難所の運営マニュアルについてでございますが、婦恋村地域防災計画の第2部災害応急対策の第7章に避難、収容活動で定めております。これは基本事項になりますので必要に応じて被災地での避難所運営の問題点等の情報収集により修正していきたいと考えております。

2点目の冬期の避難所の温度確保についてでございますが、昨年度、各区に発電機を配布いたしましたので活用をお願いしたいと思います。なお、毛布等につきましても各区に配布しておるところでございます。また、学校や体育館におきましては、他の公共団体の整備状

況などを参考に、今後検討していかなければならないと考えておるところでございます。

3点目の災害時の食料についてでございますが、村においてできる限りの備えをしたいと考えております。賞味期限の短いものは備蓄品としては難しいと思います。仮に必要とするものが不足した場合には、災害協定を締結しております群馬県や千代田区にお願いして補いたいと考えておるところでございます。また、各区には自主防災組織の設置説明会の席でも、万が一のときのために各家庭において3日間の非常食の備蓄をお願いしておるところでございます。

4点目のシステムの構築についてでございますが、婦恋村地域防災計画におきまして、災害対策本部内記載の事務文書を基本に災害応急対策に当たることとなっておりますが、重要度に応じ、臨機応変に活動できるようにしていかなければなりません。罹災証明書の発行訓練については、今後防災訓練への組み入れ、実施したいと考えます。また、他の地方公共団体や民間団体との協定も検討し、多方面からの協力体制を築いていきたいと考えておるところでございます。

大きな3点目の道徳教科化への対応につきましては、教育委員会教育長のほうから説明、答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 教育委員会教育長。

〔教育長 黒岩優行君登壇〕

○教育長（黒岩優行君） 土屋議員の道徳教科の対応についてということで答えさせていただきます。

現在、小学校では週1時間道徳の時間という枠を設けて、子供たちがそこで道徳を学んでおります。それが、土屋議員のご指摘のとおり、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から特別の教科として新たに教育課程に位置づけられる予定であります。

道徳教科の内容は、主に自分自身、他の人とのかかわり、自然や崇高なものとのかかわり、集団や社会とのかかわりの4つの視点から捉え、小学校低学年では15項目、中学年では18項目、高学年では22項目ということで整理をして示されております。

土屋議員の1点目の質問ですが、低学年では幼児期から教育との接続に配慮し、基本的な生活習慣や善悪の判断、決まりを守るなど日常生活の学習の基盤となる道徳性の指導や感性に働きかける指導を行っていきます。決して、個人の持つ人格を押しつけるものではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。具体的には、規則正しい生活指導、善悪の判断と決まりを守る指導等を考えております。

第2点ですが、特別な教科としての道徳ですので、当然評価の対象となります。しかし、数値を使わず、子供たちがいかに成長したかを記述する個人内の評価としております。文部科学省では、入試に対しての考え方としては評価は利用しないので調査書にはそれを記載しないと答弁をされております。

3点目ですが、今までとの変更点についてなんですが、時間数については今までと同じ時間を実施します。小学校1年生が年間34時間、2年生から6年生までが35時間ということであります。大きく変わることは、文部科学省が検定をした教科用図書の中から各教育委員会が採択した教科書を使用した授業が行われているということでもあります。また、先ほどありました教科としての評価が始まるということです。ご指摘の、特定の価値観を押しつけるような指導は行いません。道徳教育については人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、自立し、健全な自尊感情を持ち、主体的、自律的に生きるとともに、他者とのかわり、社会との一員としての発展に貢献することができる力を育成する。このことを子供たちの実情等を踏まえ、特に基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度、以上の観点から各学校を指導していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再質問を許可します。

○2番（土屋幸雄君） 最初に、ヘリサインの整備ということでございますが、いろいろヘリポートの場所とか明示をしていただきました。ここにある孺恋村地域防災計画の資料がございますけれども、孺恋村にもやっぱり1つぐらいはヘリサインができて、いつでも着陸できるそのサインを私はしてくださいと言っているんですけども、それを検討を、今さっき答弁が漏れていたとは思いますが、その考え方を伺います。常時赤くランプが出て空から見てわかるような、そういうことをどこかで1つぐらいは、1カ所はしていただきたいと思えます。

次に、避難所の問題なんでございますけれども、この防災計画によりますと、避難場所や避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努めるものとする。とありますけれども、これは避難所となっているところのどのような整備をして今までいたのか、その辺のところをお伺いしたいと思えます。

続きまして、避難所の管理責任者の配置ということでございます。村は、避難所を開設するときは常駐する管理責任者を配置するとなっております。孺恋村に指定緊急避難場所は34

カ所ありますけれども、これ34人の誰がどう指定管理者に指定になっているのか、このことを想定しているのかどうか、それも質問をいたしたいと思います。これは、こんなに大勢の人を指定管理するという事は、ふだんから防災訓練だとかそういう防災教育を受けた者がいなければこういうマニュアルも実行できていくのはなかなか管理していくのは難しいかと思うんですけども、その辺のこともお伺いいたします。

あと食料、飲料水の確保でございますけれども、先ほど言いましたけれども、備蓄品目はここにも書いてあるんですけども、幼児、高齢者、病弱者の配慮、特に弱者の配慮をしてくださいと書いております。食料については通常の食料が摂取できない要配慮者等への配慮も持てるアレルギー対策の食料、ミルク、おかゆ等が上げられております。このようなこともやっぱり実践していかないと、ふだんからこういうことを実践していかなければ対応はできないと思います。それで、男女のニーズの違いも配慮してとここに書いてあるんですけども、こういうことも実際に配慮を嬭恋村はしているのか、その辺のところもお伺いしたいと思います。

次に、罹災証明書の発行でございますが、防災の罹災証明の発行体制の整備ということでここにうたっております。日ごろから防災担当者の訓練、教育というのがあると思うんですけども、嬭恋村は何人防災関係に携わっている人がいるのか、ふだんからこういうことをやっぱり罹災証明書とかそういうのを被災した人には早急に対応できるような、やっぱりそうした説明、訓練を受けた職員が配置できていてそういうことを初めてすぐ実行できると思うんですけども、そういう対応は、いろんなことができているのかお伺いをしたいと思います。

次に道徳指導方法は、この間上毛新聞に6月5日にここに載っておりましたけれども、上毛新聞によると、まだ戸惑いを、評価に戸惑いとか、手探り状態だということがここにできております。嬭恋村は今、教育長が述べたんですけども、まだこれは本当に確定、嬭恋村も手探りであるのかどうか、本当にこれを今、教育長が述べたとおりしていくのか、それでこれも道徳の教育の方針というのはやっぱり文部科学省、国が示したことに對して、それに沿ってしていくとは思いますが、その辺のところをやっぱり十分注意していかないと個人の押しつけとかそういうことになっていくのかなと私は感じておりますので、その辺をぜひ注意をしていただきたいと思いますので、その辺のこともお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 嬭恋村の行政の最重要課題は、嬭恋の村民の地域住民の生命、身体、財産を守ること。並びに嬭恋を訪れるお客様、観光客、あるいは別荘のお客様、嬭恋に存在する人々の生命、身体、財産を守ることだと考えております。それにつきまして、地域防災計画を策定し、議会のほうにも配付をさせていただいてきたところでございます。

まず、第1点目、ヘリサインでございますが、現在3カ所ヘリサインは国道からもヘリポートという表示も立たせて、それから3カ所につきまして先ほど答弁させてもらったとおりでございます。なお、そのうち嬭恋の三原に芦生田の下にございますところにつきましては、総合グラウンドの一番下のところでございますが、あそこは丸でヘリポートができておりますので、上が夏であればグリーンのところコンクリートということになります。それと、すぐその役場の向こう、川向こうでございますが、ヘリポートにはそこにはHマークがついております。それともう一点、嬭恋村総合運動公園、こちらのヘリポートにつきましてもHマークがついてヘリというマークも指示も出ております。この3カ所については、ヘリサインはそういうことをご理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほど答弁させていただきましたように自衛隊等の要請があった場合等につきましては、今後も田代小学校、あるいは干俣小学校、あるいは河川敷等も含めまして検討を加えてまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、避難所につきましては34カ所あるということで、また各地区、11地区につきましては自主防災組織というものを今つくっていただいております。去年はガスのボンベを配布させていただいたり、炊き出し訓練も自主防災組織もお願いしておりますが、土屋議員ご指摘のとおり避難所の管理責任者どうなっておるのかというご指摘もございました。それから食料の備蓄、弱者対策、あるいは男女のニーズの差、こういうものに対して具体的に対応しておるのかというご指摘もございました。これにつきましては担当課長からお答えをさせていただきたいと思っております。

また、罹災証明書の件でございますが、先ほどお答えさせていただきましたけれども、具体的に今後は実施訓練の中で取り入れてまいりたいと思っております。なお、嬭恋村では現在浅間山に対しましては11月でございますが、嬭恋村消防団並びに嬭恋村婦人消防隊の皆様のご訓練をいただいております。要援護者、要支援者等を、特に広大な面積の中に五、六百人の方が定住しておるという現実もございますので、婦人消防隊には炊き出し訓練、また各分団につきましては自分たちの担当守備範囲を全部、安否確認訓練、あるいは後方活動訓

練というようなことで毎年お願いしておるところでございます。それにあわせて罹災証明書の件も今後は取り入れて訓練をできたらと考えておるところでございます。

また、教育関係につきましては教育長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 土屋議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、避難所の関係でございますが、これまでの災害等で活用させていただいた避難所、これは公民館等が中心になっております。現在は各地区のそういったセンター、公民館、それと学校施設等が避難所ということで認定をされているところでございます。それに伴います管理責任者、こちらにつきましては、該当する施設の管理者、地域の公民館等であれば区長さんがそこに当たるかと思われま。また、村で学校関係については村長が管理者でございますので、村の職員が責任者として配備される予定になっております。

それと、食料と弱者関係、こういったものにつきましては村の防災備蓄倉庫の中で管理をされておるんですけども、弱者関係については民生部との連携を持ちましてそういった誘導等を実施しているところでございます。

それと罹災証明の関係につきましては、各職員に、防災関係につきましては総務課が担当するわけでございますが、そういった個々の細かい部分、例えば現地に行ってその調査をするというような職員も研修を受けておりますので、いざというときには対応できるような態勢を整えておるところでございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢倅明君） 教育委員会教育長。

〔教育長 黒岩優行君登壇〕

○教育長（黒岩優行君） 土屋議員さんの再質問についてお答えをさせていただきます。

土屋議員さんがおっしゃるとおり初めての道徳の教科化ということで、子供たちもそうですし、教職員も不安の部分がたくさんあると思います。今、実際に教科書の選定作業に入っております。その中では一般公開の件のほうで、今、吾妻の関係は県の吾妻教育事務所のほうで教科書の閲覧を行っておりますので、ぜひともその辺も皆さんに見ていただいて、どんなような教科書になっているかというのも見ていただく機会があると思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

教職員関係については、夏休み中にこの新しい道德教育についての研修会ということで県も考えておりますので、先生方はそこへ派遣をする予定でおります。それと、この道德始まってからは公開授業も村民にもぜひ保護者、村民にも見ていただくようなことで考えておりますので、ぜひ皆さんも見ていただいてどういうことが行われているかということで考えていただければと思いますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再々質問を許可します。

○2番（土屋幸雄君） 避難所の責任者は各地区のその場所の責任者ということでございますが、そういう担当者は1年でかわります。どうやってそういう責任者の教育とか防災マニュアルとか、そういうのをどうやって勉強する機会があるのか、その辺のことはしっかりしていかなければ、1年交代でその長になって責任者になるなんてことは到底無理だと思うんです。日ごろからそういうことをやっぱりしとかなきゃだめだと思います。

また、道德の問題についてはこれからいろいろ教育委員会も勉強していただきまして、いろんなことを押しつけにならないような教育をぜひともお願いをしたいと思います。

この責任者についての答弁をお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 避難所の施設の管理者の件でございます。学校につきましては先ほど総務課長がお答えさせていただきましたとおり、役場の職員が担当を決めて配置しますので周知徹底できるかと思っております。また、各地区の区長さんでございますが、ご指摘のとおり毎年区長さん、管理責任者でございますけれども毎年かわるという現実もございます。その中で自主防災組織を全県下各地区につくりましょうということで孺恋村も現在お願いしてきておりますので、自主防災組織をしっかりすることによって、各地区地区の事務の継続性をしっかりお願いするというようなことで今後対応してまいりたいなど、こんなふうになっております。機会があれば、区長さんには特に重点的にそういうお願いをしてまいりたい、こう思いますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 以上で土屋幸雄君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分。5分間休憩をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（滝沢俣明君） 再開します。

◇ 佐藤鈴江君

○議長（滝沢俣明君） 佐藤鈴江君の一般質問を許可します。

佐藤鈴江君。

〔1 番 佐藤鈴江君登壇〕

○1 番（佐藤鈴江君） 議長より許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

孺恋高校生にありましては、議会傍聴、大変ご苦労さまです。

孺恋村の防災対策について質問をさせていただきたいと思います。

5月31日のひょう害も、孺恋農業にとって大きな被害がありました。私も6月1日、2日、被害のあった地域について地域を巡回させていただいて被害状況を確認させていただきました。被害に遭った皆様には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

昨年の6月定例議会でも質問をさせていただきました防災における業務継続（BCP）の作成状況はどうなっているのでしょうか。ことしの天候も不安定な状況が続いており、上毛新聞でも県内の作成状況が掲載されておりました。早急な作成が必要と思いますが、現状の進捗状況をお答えいただきたいと思います。防災は、最悪に備えて最善を尽くすことが一番大事だと思います。

また、今回、地域、村の課題などをスマホで住民の方から連絡をいただくアプリの活用に向けて何点か質問をさせていただきます。

Fix My Street Japanというアプリを導入し、村民と行政が協力し、道路の破損状況や不法投棄などの地域の村の課題をスマホを使って解決、共有していくための仕組みです。渋川市では実証実験を終え、本契約をし、平成29年8月より本格稼働されるそうです。全国でも多くの自治体で導入、活用されているようです。町村単位での確認はとれませんでした、

孀恋村のような広範囲の面積を有する自治体にとって国土地理院の地図を利用するかグーグルを利用するかを選択することができ、有効な手段であり、職員の業務の軽減や早急な業務の対応に役立てることができるようです。今回のひょう害など、村民の皆様から情報提供いただくことができるのか検証をしていただき、日ごろの災害状況など、タイムリーに情報を共有することができるのではないかと思いますので、お考えをお聞きしたいと思います。

現在では、かなり普及しているスマホですが、今後スマホ利用は当たり前の世界になってくることと思います。今から、あらゆる場面での情報提供ができるよう行政として取り組んでいく必要があると思います。村長のお考えを伺いたいと思います。

また、2点目、孀恋村のスケート振興についてであります。

今回の定例会において、議長より、片品、みなかみ、草津ウインタースポーツの議員連絡会の設置が提案をされました。これは、スキー人口の拡大やスキー選手の育成が目的のことです。村としてもスケート選手の育成は喫緊の課題だと思います。保護者の意見としては、中学、高校は学校で練習会場までの送迎があるが、小学生は親または選手の保護者などが行っているため、人とお金の問題でスケートを諦めている子供たちがいることが課題であるようです。小学生時から選手育成が手薄になることは、中学生、高校生になってからの選手育成にはつながらない大きな要因の一つとなっているようです。そのため、他の競技に移ってしまう傾向があり、保護者の金銭的負担の軽減が必要と考えます。孀恋村がスケートでオリンピック選手を出せたのは、家の近くで田んぼリンクがあり、誰でも滑ることができたことが大きな要因であると思います。少子高齢化で状況の変化は当然ですが、それに対応した取り組みも必要と思います。スキー、スケート選手を育成していくことは、孀恋高校の存続にもつながる取り組みでもあると思います。

先日、長野県の白馬高校を視察させていただきました。白馬村は白馬高校支援室を行政として設置し、職員も3人体制で臨んでいるそうです。人口規模は5月1日現在で8,880人と孀恋村と同等の自治体であります。また、白馬高校支援事業の予算総額は、公益ではありませんが1億1,055万7,000円とかなりの額が計上をされています。考え方の基本は、白馬高校があるから白馬村があるとの視点だと説明を受けました。私たち孀恋村においてもスケート、スキー選手の育成は孀恋高校を存続していくためにも、中学生になってからも部活動が続けられるような金銭的支援も必要と思いますが、村長の見解をお聞かせください。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤鈴江議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、冒頭に過日5月31日、ひょう害がございました。被災なされました皆様方には心からお見舞いを申し上げたいと思えます。

当初、300ヘクタールのキャベツ、モロコシ40ヘクタールという調査結果が第1次で出ましたけれども、区長さん等を通してよく確認しましたところ、その面積が約その倍ぐらいになるであろうという現実がございます。できる限り早急に県とも協議をしながらできることを対処してまいりたい、こう思っておるところでございます。

BCPという言葉がございます。業務を継続するためにしっかりとプランをつくりなさいというお話でございます。ビジネスコンティニュープラン、業務を継続的にできるようなプランをつくりなさいということでございます。この考え方は、基礎的自治体、市町村にもBCPプランをしっかりと災害に対応して備えなさいよということでございます。我が村におきましてもそれに対応したBCPプランを検討を加えてきたところでございます。

1点目のBCPの進捗状況でございますけれども、現在各課における継続業務について取りまとめがほぼ終了した段階で、これから優先業務や業務再開時期等について検討していくところでございます。また、郡内システムの共同化によりまして、基幹系システムの委託会社が統一されることになりました。これにより、万が一、庁舎で住民票等の発行ができない事態となった場合でも郡内の他町村で発行できるようになります。その他のシステムにつきましても庁舎外でのデータの保管ができるよう検討し、計画策定に向けて取り組んでいるところでございます。

2点目のアプリの活用についてでございますが、現在各地区の要望事項については区長さんからの情報提供をお願いしているところでございます。公共性や優先順位等について区長さんに判断を仰ぐ場合もあり、情報収集する中で非常に重要な位置づけとなっております。アプリによる情報提供についても有効な手段であると思えますので、現在の取り組み、仕組みを踏みながら導入について検討していきたいと考えております。

なお、補足でございますけれども、現在気象情報につきましては、気象庁、前橋気象台並びに群馬県県土整備部の砂防部より1キロメッシュによる逐次の情報が、雨の降雨状況がデータで送付される状況になっております。大変貴重なデータだと思っております。なお、気象情報につきましても、全国の一般の方が気象情報を動画で即気象庁に送るというようなシ

システムもできつつあるようでございます。私どももアプリの活用につきましてはしっかりと検討を加えてまいりたい、こう思いますのでご理解をいただきたいと思ひます。

第2点目でございます、婦恋村のスケート振興についてのご質問でございました。

スケート、スキーのウインタースポーツは寒冷な我が村の気候の特徴を生かした運動競技であり、特にスケートにつきましてはオリンピックのメダリストが複数輩出しておるところでございます。スピードスケートは婦恋村の代名詞にもなっておるところでございます。中学校におけるスケート部員数は、現在男子10名、女子5名の合計15名と確認しておるところでございます。これは、ピーク時に比べまして減少傾向にあり、心配もしておりますが生徒数全体の減少もあり、やむを得ない状況かとも考えられるところでございます。なお、小学校におけるスケート部への補助に関しましては、県大会以上の大会出場時の経費等は村から補助しておりますが、スケート靴等の道具購入や日々の練習場通いのバス代等は保護者の皆さんの大きなご負担となっているという認識は持っておるところであります。他の競技とのバランスも考慮した上で可能な限りの補助を検討していきたいと考えておりますので、ご了承願ひたいと思ひます。

また、佐藤議員もご承知の旧青葉湖スケート練習場の進入路及び駐車場整備につきましては今年度実施予定で、9月議会において補正案件で提案させていただき予定しておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上を答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢俣明君） 佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） この業務継続計画については、私は昨年の6月議会でも一般質問をさせていただきました。その辺に関して、今日まで今そろそろできるという状況ではありますけれども、1年間という時間が経過をしております。これに関しては、やはり行政はスピーディーでなければならないというふうに思ひますし、3月12日の上毛新聞の中で大規模災害時に行政機能を維持することの業務継続計画について1面で掲載をされたと思ひます。県内35市町村のうち過半数の19市町村では再認識され、国が早期策定を促しているけれども、まだやっていないと、婦恋もその中の一自治体であります。こういった面を考えましても、やはり今後さまざまな面で議会のほうからも提案をされて、1年たってしまったという現実を考えると、やはりもう少しそういった情報をきちんとスピーディーに解決していくためには、庁内でもしっかりと議論をしていく必要があるのではないかとこのように思ひますので、その点についてしっかりと村長が、やはり人材育成とともに庁内、幹部職員とともにしっか

りと情報を共有しながら事を進めていく、もっともっとスピーディーに事を進めていく、災害は待ってけませんので、その辺の認識をもう一度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、また、孺恋高校のスケート振興についてですが、やはり他の部活動へのバランスもあると思いますけれども、孺恋高校に、また孺恋村にとって、村長かねてよりオリンピック選手を目指すんだと言っている観点を鑑みると、やはりそういった点での、小さな小学生時代からの選手育成に対する支援というのは、やはり村長がそのようなことを目標としているのであれば当然あってしかるべきだというふうに考えます。その点についてしっかりと他の部活動とのバランスも考えながらも孺恋村にとってスキー、スケートの人口をふやしていく、スキー選手を育てていくという観点が村としてしっかりと持っているのかどうか、その点についてももう一度お聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 第1点のBCPの関係でございます。

佐藤議員ご指摘のとおり3月12日、上毛トップに出たところでございます。担当にももちろん、私もその新聞をコピーとって指示もしておるところでございますが、早急にしかるべき対応を今加えておりますので、議会のほうにもいずれ詳細なものを提示できるように取り計らいたいと考えております。なるべく早く執行してまいりたい、こう思いますのでご理解をいただきたいと思います。

第2点目でございますが、孺恋高校の存続も含めまして、孺恋高校といえやっぱりスピード、オリンピック選手が5名出たという名門校で全国に名の通ったところでございます。現在では、全国募集ということで群馬県高校教育課のほうのご指導いただいて、全国募集も用意しておるところでございます。また、校長先生ともよく協議をしながら、必要があれば長野県、あるいは山形県、あるいは北海道でも、私も募集に協力できることがあれば行政も協力しますというお話も現在させていただいております。小さいころから、やはりしっかりとした幅広い層を育てることが非常に重要だと思っております。教育委員会のほうではここ2年前からでございますか、全子供たち、小学生にはスケート靴を貸与し、そして実際にスケートをやっていただいておりますという実態もでございます。今後におきましてもこういう事業をしっかりと継続的にしていく必要があると考えております。

なお、ここにきまして、特に田代地区を中心といたしましてスキーの選手、ワールドカッ

プに出る選手も出てきたという状況もございます。また、嬭恋高校の選手も高校の大会等でも入賞者が出てきておるのも現実でございます。スピードスケート並びにスキー、これは本当に嬭恋高校にとってはほかの高校にない実績もありますし、また嬭恋高校のステータスでもあると考えておるところでございます。今後、行政面から、先ほど白馬高校のお話がありました。私も白馬高校の関係で役場にも行って来たことが、昨年行ってまいりましたけれども、やっぱりできることは行政として、また議会の皆様方のご理解もいただきながらしっかりと進めてまいりたいと思っております。

なお、全国募集の関係でございますが、県の高校教育課長さんとも過日もお話をさせてもらったところございまして、村の議会のほうからも以前ももっと大きな金を出してもいいじゃないかというご指摘もあったわけでございますけれども、現在県のほうとも協議をしながらより前向きな体制が組めるよう、また募集が実が実るよう努めてまいりたい、こう思っておりますのでご理解いただきたい。あわせまして、スケートの面も大分強くなってきたという実績もありますから、ウィンタースポーツ全体につきまして行政としてできることをしっかりと取り組んでまいりたい、こう思いますので議員の皆様方のご理解もお願いしたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江君の再々質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） 先ほど、土屋議員のほうから防災について、るるご質問がありましたけれども、やはり自主防災組織をつくっていくということでもありますし、5月7日に防災士の資格の市町村の資格状況が掲載をされていたと思いますが、嬭恋村は1名ということがあります。やはり自主防災組織を育成するに当たってはそういったところの、今年度群馬県でもそういった研修会があるそうで、今までは東京都まで行かなければ研修が受けられなかったんですけれども、今回群馬県でも研修が予定をされているということでもありますので、業務継続計画も含めて、そういった自主防災も含めた検討をしていただき、やはり検討していただいた結果、どのような具体的な、当局として対策がとれるのか、また予算化をして、防災士の資格をとるために約6万円ぐらいの予算がかかるということでもありますので、そういった補助ができるかも含めて検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、嬭恋高校の件に関しては、本当に進入路に関しては前向きに検討していただき感謝を申し上げたいと思います。また、全国募集をしているということでもあります、白馬村は現在45名が全国で募集をして生徒として今、勉強をしているということでもあります。現在、嬭恋高校では全国募集をしていますけれども、実際にはまだ実績がないという状況で

あります。それはどうしてかなというふうに考えてみますと、やはり寮の問題とか施設の問題等もあると思いますが、やはり村としてもきちんと寮生、寮の生活、また下宿先の問題、そういったものの宿泊の状況、そういったところが支援が村としても今後必要ではないかというふうに考えます。そういったところを、県立嬭恋高校ですので群馬県とも連携をしながらしっかりと村として助成をできる部分、こういった部分は村として補助はできる、また対策として立てることができるという具体的な案をお示しいただきながら、今後取り組んでいきたいと思っております。その辺についてももう一度村長からお聞きしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江君の再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） まず、第1点目の件でございます防災士の関係が5月7日新聞に出た、これも議員ご指摘のとおりでございます、それもコピーとりまして、我が村では当面4名までやろうということで総務課長にもう指示もしておるところでございます。費用もかかるということでございますけれども、他の町村がやっておる、我が村がやっていないと、こういうことはまずいと思っておりますので、しっかりと取り組みをまた指示してまいりたい。また、消防のほうにもその件も話も既にしておりますので、消防団の皆さんともよく協議をしながらしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、よい結果が報告できますよう取り組んでまいりたい、こう思います。

第2点目でございます。白馬では現在四十数名の方が全国募集来ているということは認識しておるところでございます。群馬県と協議をしたときに、村では議員の皆様方のご意見で8万円、9万円、村が出してもいいだろうというご指摘を議員の皆さんからもいただきまして、県の教育委員会ともお話をしましたところ、県が2万5,000円しか出せないの、公立高校、県立高校なので村長さんそれ理解していただきたいというご指摘、ご意見があったところでございます。施設の問題等もいろいろ当然あるわけでございますけれども、日本に誇る嬭恋高校のスケート部、輝かしい伝統のある高校でございます。また、プラススキーもワールドカップなり高校の大会では入賞者も出てきている実態もでございますので、行政面から夏はキャベツ、冬はウインタースポーツ、こういうスタイルも非常にすばらしいことだと思っておりますので、各論でこういうことができるか、こういうことができるかをもう少し具体的に詰めまして、また議会のほうにもご提案を申し上げますように努めてまいりたい、

こう思っております。

また、県のほうともより一層協議をすることが必要だと、県立高校でございますのでしつかりとまた担当課長さんとも協議をしながら前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

なお、群馬県スケート連盟の会長に今度狩野浩志先生がおなりになられまして、嬭恋村のスケートクラブにも総会にお越しいただきました。その席で、リンクのほうの改修につきましては群馬県教育長のほうにも即話をして予算もつけるようにしますということで、それは予算をつけていただく方向で現在進んでおります。これも県とも協議をお互いにしながら施設面もご指導いただきたいと考えておりますので、県とも連携しながら取り組んでまいりたい、こう思いますのでご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 以上で佐藤鈴江君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 11時38分

再開 午後 1時00分

○議長（滝沢俣明君） 傍聴席の皆様、大変ご苦勞さまです。

それでは再開いたします。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（滝沢俣明君） 伊藤洋子君の一般質問を許可します。

伊藤洋子君。

[8番 伊藤洋子君登壇]

○8番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

お忙しい中、傍聴に来ていただきましてご苦勞さまです。

先日、テレビ、新聞等で報道されて多くの方々が驚き、今後はどうなるのかなと心配されるようなことが起こりました。皆さんもご存じのように高知県大川村ですが、現在の人口が400人とのことです。取り上げられるきっかけになったのは人口が減ったことと、高齢化が

進み、議員のなり手がなく、議会の存続が危ぶまれるということでした。全国にはこのように議員のなり手がなく、定数に満たない自治体が多いことも深刻であると伝えられていました。その要因についてアンケート調査をした自治体の議会関係者のお話では、住民が議会に関心を持っていない、議会は何をしているのか見えないということです。私は、改めて議会のあり方、私議員としてのあり方を自問自答しました。多くの村民に信頼され、頼りにされる議会、議員を目指すとともに、村民が主人公の村政を求める立場で質問をします。

初めに、一般廃棄物最終処分場についてです。

昨年12月議会の全員協議会において、今井牧野一般廃棄物最終処分場についての報告がありました。そのことで、近隣のキャベツ営農者の方々や小さなお子さんを持っているお母さん方から、不安の声が寄せられています。夏秋キャベツ日本一を誇る孺恋村は産地を守るために日々いろいろな形で努力をしております。今井地域における高原キャベツの営農を守り、地域の方々の不安に応えるために3点質問します。

1つ目は、昨年12月6日の全員協議会における報告以降の経緯を詳しく説明していただきたいと思えます。

2つ目として、今井牧野一般廃棄物最終処分場については2年ほど前でしょうか、前回は議会に要望書として出され、審議の結果、反対多数で取り下げになった案件だということです。今回は事業者と牧野組合との契約なので議会にかけられることがないということは承知しています。その上で村長の考えをお聞きします。先ほど述べましたように、高原キャベツの大産地である孺恋村の問題です。そして、手続の過程では村長の考えを上げる意見書提出が何回かあります。この意見書は県の判断に大きく作用するのではと考えるところです。村長は意見書提出前に議会の意見を聞く考えがあるのかどうかお答えください。

3つ目として、最終処分場の設置を進める業者は日本各地の廃棄物を搬入してくるようです。このことは、どんなごみがどのように処理されてくるのかわからないので、ますます不安が増してきます。こうした不安については手続上配慮されず、廃棄物処理法や県の基準に沿っていれば設置は許可になります。そこで大事なのが村の姿勢です。村長が意見書提出するときに高原キャベツの産地を守ることができるかと不安を持っているキャベツ営農者の声や、孺恋村のキャベツ産地を取りまとめている孺恋村農業協同組合の意見を聞いてほしいと思えます。村長の考えをお聞かせください。

通告書に、最終処分場が近くにあるために野菜の値段を低く抑えられたということがあるようですと書きましたが、再度調べたり確認したところ、東日本大震災のときに花豆の買い

取りを5年間拒否された。それは風評被害によるものですが、それにより大変困ったという方がおりましたので、ここで訂正もさせていただきながら風評被害の怖さを指摘しておきたいと思えます。花豆は放射線量が高かったわけではありません。先日、農協にお聞きしたところ、あのときはキャベツもわずかですが風評被害の影響があったということを知りました。風評被害の実証は難しいことですが、影響は大きくあらわれやすいということがここで表明されます。婦恋村の産地がそうなるからでは間に合いません。そうならないようにキャベツ産地を守る立場で、誠意ある答弁を求めます。

2つ目の質問に移ります。西部地区にも保育園をについてです。

婦恋村まち・ひと・しごと創生総合戦略では、西部こども園の設置は平成31年度以降に計画されています。戦略の中に基本的方向として、「安心できる子育て環境の整備」と「子育てと仕事の両立を推進」のこの2つが上げられています。村は昨年度より子供にかかる費用が無償化になり、子育て世代の多くの方々が大変喜んでます。喜びの声を二、三紹介します。あるお母さんは、無償化になったので少しゆとりができて、子供の体育着、ジャージの上下をお金の心配せず買ってあげられた。あるお父さんは、久しぶりに家族そろって外食に出かけることができた。また、あるお父さんは非常に助かっていますというので、私がそれじゃ、子供のために少し蓄えることができたかなと聞き返すと、うーん、そこまではできませんという答えです。子育て世代の方々の暮らしは決して楽な状況ではないということを感じたところです。

子育て中の親御さんたちは、子育てにおいてこうなったらもっといいなという考えも育ってきています。それは、先ほどの声にもあるように、少しでも暮らしをよくするために子供を預けて働きたいという気持ちです。ところが、西部地区の方々は小さなお子さんを東部こども園まで連れていくことが、親にも子供にも負担となって諦めたという声も聞きます。また、預かり保育をお願いするときに、保育園というか幼稚園側の体制が整っていないとお断りされたということもあるようです。子育て支援の本来の目的は少子化、人口減少対策です。今述べたことが現実に起こっているとしたら、何とか対応を考えることがさらなる子育て支援となり、少子化、人口減少対策になると考えます。西部にも保育園部を設置することに対する村長の考えをお聞かせください。

以上、誠意ある答弁を求めて私の質問を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

第1点目でございますが、一般廃棄物最終処分場についてのご質問でございました。

まず、第1点目でございますが、昨年の12月議会では事前協議書が県へ提出されたことに伴いまして、関係機関による現地調査が行われたことを議会にご報告させていただきました。その後の経過でございますが、群馬県による事前協議書の補正作業が進められ、平成29年3月31日に公告となり、4月1日から1カ月間の縦覧期間を経て、先月5月15日、16日に周辺地域住民に対する説明会が行われたと承知しております。

次に、今後議会に諮られることがあるのかというご質問でございますが、今後、周辺地域住民等は生活環境保全上の見地から意見書を知事に提出することができます。その意見書に対して協議者は見解書を知事に提出することになります。協議者から見解書が知事に提出されますと公告が行われ、周辺地域住民等は見解書に対して生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができます。同時に村長に対しても写しが送付され、同様の見地から見解書に対する意見が求められます。見解書に対する意見書の提出に当たりましては、事前に議会に対しまして説明させていただきたいと考えております。

次に、3点目の意見書提出に当たっては、議事録とともに県に提出されます説明会実施報告書と同じものが村にも示されますので、地元営農者の方々の意見はそれで把握できると考えております。周辺地域住民以外でも利害関係が認められれば意見書を提出することも可能でございます。今後の手続の中で村長が求められる意見といたしましては、前述のとおり原則協議者が提出した見解書に対する生活環境保全上の見地からの意見となりますが、提出に当たりましては生活環境保全上の見地以外の意見も集約し、意見書を提出したいと考えておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、西部地区の保育園の件でございます。

この関係は、昨年の12月議会においても伊藤議員から質問されております。その際に教育長から、利用者ニーズを把握した上で今後十分に検討していきますという回答をさせていただいておるところであります。このことを求める声があることは十分承知しておりますので、東部こども園のさらなる充実策や今後の少子化傾向による利用者数の把握等を踏まえまして、継続して十分に検討させていただきますのでご理解をお願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子君の再質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） 先ほどの村長の答弁では、まず2点目の質問で、議会にもその意見書を上げるときには説明をしたり声を聞くというふうに私は受けとめました。そこで、私たち議会も言える場があるのかなとちょっと安心しましたがけれども、まず2年ほど前に一応議会では反対多数で否決されたということも頭に置いてほしいと思います。

さて、私はこのことが起こってから現地を視察してみました。そうしましたら、道はかなり狭いし、どこから搬入されるのかなということも心配になりますし、あとオツムギ川という川がありまして、その下のほうでお米をつくっていたりいろいろしているということでは、最終処分場ができるということでそういう不安もあるんじゃないだろうか、あそこでは以前には蛍も飼っていたこともあったりして本当に自然が守られている場所だということで私は見て歩きましたけれども、そして現実に現地の声も聞きますと、事業者の人たちはトラックの台数が1日20台と決まっているのに50台、60台という、走っているということを今現在前口では。それなので、私は県のリサイクル課にも電話をしてそれを守らせるのが県の仕事ではないかということでお話ししたら、守らせるようにしますということでその後少し台数は減ったようですけれども、やっぱり黙っていたらだめだということで私たちは声を上げていかなければいけないということを感じているところです。

そこで、村長に再質問としてなんですけれども、先ほど花豆の風評被害のことを言いましたけれども、やはり風評被害は現実には難しいというのは、私もいろいろ弁護士と相談しましたら、産業廃棄物法とか県の基準に書類がそろっていればもう許可になる可能性のほうが高いということで言われたので、風評被害のことはなかなか言えないときに村長の姿勢が大事だということで特にお願いしたいんですけれども、もしも風評被害が起こったときに今、本当にネット上ですぐばばばぱっと広がるような世の中なので、もしも最終処分場のそばにキャベツをつくっていると、事業者さんの車が本当に走っているところにキャベツと一緒にそういうトラックが走っていると、そういうものがネット上に載せられたときに本当に高原キャベツ産地がどうなるかということがあるので、1点、村長にそういうことにならないようにするためにはどうしたいかということが、どっちをとるかという大変な言い方ですけれども、産地を守るために全力、全身全霊でやっていただけるかどうかということが1点の質問と。

それから、私たちは鹿沢のところにもちよだ・つま恋の森ということで二酸化炭素を減らそうということで森林を守ったり育成したりしようという活動もし、千代田区ともそういう契約を結んで、本当に森林を守ろうと言っているときに、私は群馬県も森林県ぐんまってやっ

ているような県なんだから、そこら辺で県と相談して牧野組合の皆さんが高齢でなかなかできなくなったということで大変だからってそういう状況になったときに、もっと手だてとして森林活用のほうで何か手だてができないのか、その辺を研究してみたのかどうか、その2点についてまずお聞きしたいと思います。

それから、西部地区に保育園をというのは村長もいろいろお母さん方の声を聞いているようですけれども、私も先日、子育てママたちのお母さんたちにちょっとお話ししたときに、何か85人ぐらいのお母さんたちで意見をまとめたのを村長にも出して、私たちもそういう声を上げましたけれどもと言うけれども、そのときにその85人のお母さん方に応えてあげたのか、そして村の総合戦略の中で31年に検討するってなっているけれども、そういう声があるときに検討してこれこれだからできないとか、2年後にはできるとか、やっぱりお母さんたちの声としては今やっていただきたい、村はすごい子育て支援をやってくださって、村長も憲法26条の教育の無償化を本当に宣言してくれてやっている、そこには感謝の気持ちがいっぱいあるんですけれども、でも先ほど言ったようにもう少しゆとりを持ちたいというので預けられたら働きたいというお母さん方が現実にいらっしゃるし、ここは観光地ですから本当に預けるのも夕方までという希望も多いけれども、そうした一つ一つの声に応えているのか、そういう要望が出たときに誠実に応える機会を設けたのか、その辺がやっぱり村の姿勢になると思うので、その2番目の質問では西部地区に保育園をというのは切実なんですけれども、そうした点についても答えていただければと思います。

以上、再質問です。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、風評被害、最終処分場ができた場合の風評被害の件、それから産地を守る件等についての見解を求められたところでございます。

風評被害が出れば弱るなど、これは誰もが共通する認識だと思っております。また産地を守る、これはもう第1次産業、孺恋村の基幹産業はキャベツ産業でございます。第1次産業を守る、このためには今までも努力をしまいいりましたけれども、今後も行政の立場からはしっかりと産地を守る政策を遂行してまいりたい、こう考えておるところでございます。

また、今井区の牧野組合さんのほうでは相手の会社と土地を売るという合意ができておる

ということもございます。それから、最終決定権は私にあるのではなく県にあるわけがございます。県には県の規則がございまして、その規則にのっとって県は粛々と、今、業者と地域との間に入って手続を進めておるとというのが現状でございます。

昨年の11月でございますか、嬭恋村、長野原町、草津町、担当者も県の指導で全部出ていただきたいということで、嬭恋村からも七、八人、長野原、草津町からも役場の担当も出て現地調査をやってきたということでございます。その後、やっぱり3月31日に公告を県がしたということでございます。

また、地元説明会ということで先ほども説明させていただきましたが、地元では2日間にわたって説明会があったわけでございます。それに対して県のほうに説明を受けた方々は、意見書を提出できるという状況になっております。多分意見は、いろんな意見出ているであろうと想定をされるところでございますが、それにつきましては県のほうから私どものほうに、また最終的にもう一度説明会をやるように伺っておりますので、もう一度説明会が終われば、その説明会が終わった1カ月以内に地域住民、利害関係者は意見書を提出することができるという手続になっておりますので、意見書を県のほうに提出する手続があると思われまます。それが終わりますと、村に対しまして、私に対して県から意見書を求めるということで過去の経緯も含めて資料が来ますので、その折には議会のほうに説明も申し上げまして意見を伺って最終的な意見書の提出という手続になるかと思っております。

いずれにいたしましても、説明会の結果の状況を担当の、実は説明会にも出させました。状況の把握と言いますか概略は認識しておるつもりでございますが、手続は手続で今やっておりますのでそれに対する考え方はまとめていくべき時期に来つつあるんだと考えておるところでございます。したがって、手続に時期が来れば議会にもご報告申し上げ、意見を賜りながら最終意見書を提出という手続になるかと思っております。

それから、第2点目でございますけれども、西部こども園の件でございますが、村の計画では平成31年度以降検討をしますという状況になっておるわけでございます。現在も西部の地区の、特にお母様方から鎌原まで通うのが遠いという意見もございます。それから、無償化したことによりまして保育のほうに預ける方も、人数も若干ふえておると。

それから、現実的な現場の話をちょっとさせてもらいますと、保育士が現実ちょっと不足しておって、募集もかけておるわけですがちょっと足りないなというようなことの現場の状況もございます。今後、子供がさらにまた少なくなってくるという状況もございますので、本年度、来年度、しっかりとお母様方のニーズ、地域のニーズを勘案しながら、また人的な

配置も可能かどうか、これも踏まえまして人材が確保でき、地域の要望が非常に多いと、またお母様方の要望も非常に強いという状況であれば、平成31年度以降に前向きな検討を加えてまいりたいと思っております。今日的な現実的な課題が現在ございますのでしっかりと把握しながら対応してまいりたいと思っております。子供たち、若いお母様方が安心して育てる村に議会の皆様方の意見も慎重によくお聞かせ願いながらしっかりと対応してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子君の再々質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） 今、村長はまた事務上のことを言いましたけれども、私のお聞きしたかったのは、風評被害というのは今のこのネット上の中では広がってしまったら大変なんです。だからそれが広がらない、何とかそうならないように村長としては産地を守る取り組みをしていますというのは、私も先ほどちゃんと認めて日々取り組んでいるというふうに話させてもらったんですけども、やっぱり大切なものをどう守るか、キャベツ産地という大切なものをどう守るかという村長の姿勢を聞きたいんです。水の問題もある、下流のところには。そういったときにどうやって大切なもの、キャベツ産地というものを守るには、孀恋村の名前がふとネットに出てしまったら本当に広がり早いのは村長もネットを使っているのでわかると思うんですけども、そうなってからでは遅いから、そうなる前に村長の姿勢はどうなんですかということをお聞きしたいんです。

やっぱり本当に、先ほど太陽光のこともあったけれども、現地にかかわっている人は眠ることもできなかつたりして日々忙しい中でも悩んで、どうしようかというそういうところに寄り添った村長の考えを私は聞かせていただきたいと思うので、再度やっぱり大事なものを守る、孀恋村の大事といたらやっぱり観光と農業で、キャベツとやっぱり観光の部分の森林とか緑とかだと思んですけども、そこを村長としてはどう守ろうとしているのかというその姿勢、考えをきちんとお聞きしたいと思います。もしも風評被害が起こってしまったらもう大変だと思うんです。産地としては農協含め営農者の方々も。そこで私はそこをお聞きしたいので、もう一度村長の強い気持ちを聞かせていただきたいと思います。

それから、西部地区の保育園のほうは平成31年というのは私も総合戦略を見ているので承知しているんですけども、ただ若いお母さんたち、子育て中のお母さんたちはおかげさまで働きながら子供預けたいという思いになって、それはやっぱりすごくいいことだと思うんです。それこそ国も一億総活躍社会と言っているくらいなんだからそれはよしとして、それではそこにどう村として応えてあげるか、今が欲しいわけです。それが31年になったらます

ます、例えば今お子様を産める体の方も、もしかしたらもう産むことができなくなるかもしれない、事情が変わるかもしれない、だからそのときに必要なことをどうやって、やってあげるかなんです。31年ではなくて、それを私は村が検討して、でも今こうこうこうでちょっと村はあと来年になるんですよとか、そういう村が検討した結果を要望を上げたお母さん方に応えるのが村の姿勢だと思うので、その点についてお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（滝沢俣明君） 伊藤洋子君の再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 最終処分場の件でございますが、村長の基本的な産地を守るその考え方を再度お聞かせ願いたいというお話でございました。

何回も申しますが、基幹産業であるキャベツでございます。何としても行政上もできる限りの支援もしていくし、また今後におきましても特に農業のその整備事業の予算も少しずつでございますが回復しつつありますので、かゆいところに手が届く行政をしっかりとしてまいりたいと思っております。

あわせてまして風評被害について出ては弱ると思うのは誰も当然でございます。そういう中で、もし意見書を求められるときが来れば、今までも風評被害という話が地元の説明会でも出たというふうにも承知をしておるところでございます。それに対する今後のあり方ということで業者のほうもそれに対する回答といいますか、そういうものも若干述べておるといふふうにも伺っておるところでございますが、いずれにいたしましても県のほう、手続上、最終的には県が決めることでございますけれども、私も責任がないとは毛頭申しておりません。したがって、手順に従いまして県のほうからの意見書の提示を求められれば議会にも経緯をしっかりと説明し、議会の意見も尊重しながら最終的な意見書の提出をしてまいりたいと思っております。

また、先ほどもちょっと触れましたけれども、あそこに土地を売却するという牧野組合の意思決定もあるというのも現実でございます。もちろん反対する人もおりますし、賛成している方も多くいるという現実もございます。その辺も十二分に踏まえながらしっかりと対応してまいりたい、こう思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

第2点目でございますが、先ほど申しました平成31年度以降検討するという予定になっておるわけでございますが、アンケート結果は、先ほど最初に答弁させていただきましたよう

に今、保護者から2名の方しかいなかったというお話も伺っておるところでございます。また、それ以降、農協さんの過日のフレッシュミセスの会合等も60名ほどの若いお母様方が農協さんのほうの会合に出ておられまして、そこでもいろんなお話を聞かせていただきました。何人かの方はあればいいねというお声もあったのも現実でございます。やっぱりニーズがどれだけあるのか、そして西部のほうに20人いるなんてことになれば保育士が今、不足しているわけでございますので、現実をよく把握しながら必要ならば必ずやっていきたいと、こう思っておりますので、しっかりと調査をしながら進めてまいりたい、取り組んでまいりたいと、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（滝沢倅明君） 以上で伊藤洋子君の一般質問を終わります。

◇ 大 野 克 美 君

○議長（滝沢倅明君） 続いて、大野克美君の一般質問を許可します。

大野克美君。

〔12番 大野克美君登壇〕

○議長（滝沢倅明君） 質問をお願いします。

○12番（大野克美君） 許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私20年ぐらいやっているんですけども、最近こういう介護とかそういうようなものが観光のほかに非常にふえてきているんです。その理由は何かというと、今後この研修生さんとかそういうのが非常に必要になってくる、そういうふうに思えるからです。

それで、きょうもちょうど役場へ来てずっと最初見たら、きょうの婦恋村の人口が9,975名だったかな、きょうで。そういうふうにあるんです。それで、皆さんの、今、私がやっている配ったところなんですけれども、外国の人が今、婦恋村にどれくらいいるかという大体300名ぐらいいるんです。それで一番左の技能研修生というのは、ここは大体農業の方です。大体が、262名とか技能研修生2年目が大体17名、それで特定活動（注1）って書いてありますけれども、ワーキングホリデーとか、あと経済協定に基づく外国人看護師、あるいは介護士、福祉士、こういうのを全部入れると262名、17名、27名、全部入れると300名ですか。婦恋村が約1万人とすると今3%ぐらいいるんです。

それで、これちょっと話が、なぜこういう研修生が、あるいはそういう人たちの力が必要

になってきたかということをちょっと説明しますと、日本は今、非常に安倍さんなんかアベノミクスとか言っているいろいろな経済成長したいと思うんですけども、とにかく少子高齢化で働く人が本当にいなくなっているんです。ですから、なかなか成長しようと思ってもできないのが現実です。それで試しにちょっと世界と比較するんですけども、外国人が一番比率が多いのはどんな国が例えば多いかというと、ヨーロッパは今よくテレビで見ますからドイツとかそういうところに移民の方が行きますよね、テレビでもよくやっていますけれども。それで、外国人の比率が一番高いのはヨーロッパの中の多分ベルギーです。ベルギーなんかは人口の47%がもう外国の方です。それで、あとはG7といわれる日本を含めた経済の比較的発展している国です。そういう人たちは外国人の比率がどれくらいいるかというと大体2割前後が多いかと思えます。20%ぐらいです。日本では、じゃ、その外国人比率が一番多いところってどこかというと、実は群馬県の大泉とか太田です。ああいうところだと大体2割ぐらい今もう外国人の人が入っているんです。嬭恋は今、私が言ったように300人ぐらいですから今だと大体3%ぐらいでしょうか。

それで、なぜこんなような状況になってくるかというと、先ほど言いましたように、圧倒的に少子高齢化によってとにかくこの働く人が非常に少なくなっているんです。それでこの現象はアジアでもずっと実は起きていて、例えばシンガポールとか韓国、あるいは台湾もそうなんですけれども、とにかく若い人で働いてくれる人がどんどん少なくなっていくので、みんなどこ行ってもどこに働いてくれる人がいるんだという、そういう状況です。

それで、私なぜこんなに重要に言うのかというと、今の景気とか見ても辛うじて嬭恋の中でも比較的、それでも景気がある程度いいかというのは実は農家さんです。それで農家さんがなぜ成り立っているかというと2つの柱になっていて、1つは今のパイロット計画で非常に大きな耕作地を持っている。これが豊かさの源泉の一つの柱です。それでもう一つはこの技能研修生が働いてくれるというのが実は大きいんです。ですから、もし技能研修生の人々が嬭恋村に何かの問題が起きて来てくれないとかというふうになっちゃったら、今の嬭恋の農業は果たしてもつかどうか。これはわかりません。

ですから、今はもちろん嬭恋の農家さんもいいですし、また観光でも農家さんと同じような状況が起きて、そういう働く人が少なくなっている。それで、なぜ少なくなっているかというのを見ていろいろ聞いたりしてみると、東京なんかには皆さんもよく行くと思いますけれども、ああいうセブン-イレブンとかああいうところで公表は大体自給で今1,000円ぐらい、それで大体実態からすると1,200円とか1,300円ぐらい払わないとやっていけないというの

が状況です。ですから、そういう研修生さんが例えばうちのほうにいてもどこかほかに行っちゃうとか移って行っちゃうという、非常にこの大きな問題になってくるんです。ですから、この技能研修制度がとにかくうまくいってもらわなければ困ると、それが私の思っていることなんです。

昔、村長は村長になる前によく言っていたのは、もし婦恋村が人口1万人ぐらいを割るようであるならば、私は率先して市町村合併とかそういうことについても積極的に行っていくという、そう最初言っていたんです。いつの間にかもう1万人超えてきて、きょうもさっき言った9,975人。それで今言った、仮に300名です。外国の方。これ実態に除けばもう9,300か400ぐらいですか。どんどん人口が流出していくことによってどうですか。三原からいろんなところでみんなシャッター通りの、そういう現状になってきていますよね、今、村を見ていると。ですから、完全に少子高齢化、そういうところにある意味で、村長3期やっているんですけども、この人口の歯どめに対する政策がほとんどなっていないということです。ある意味で破綻しているとか失敗しているって、ちょっとオーバーに言うと私はそう思います。

なぜそう言うかっていうと、ほかの軽井沢とかそういうところでは政策の打ちようによって1万五、六千人のがもう2万人を超えだしているんです。軽井沢なんかでも。ですからそれはやっぱり、魅力があるところには人は集まるけれども、魅力のないところはみんな流出していくわけです。ですから、とにかく村がよくなったりいろいろしていくには、人口がふえなきゃいけない、私個人の考え方すれば、そういう研修生さんなんか来て村の人と結婚したりして、それで子供さんがふえてくれたり、そんなふうになってくれればもっといいなと、こういうふうに思っています。

それで、その次に、じゃ、どうしたら対応していけばいいんですかということですけども、それで、村長に基本的に3つぐらいちょっと考えていただきたいと思っている質問があります。

1番目は、この研修生及び人が、働き手が少なくなっている。そういうことに対してこの必要性、そういうことに対しては村長自身がどれくらいの危機感とか姿勢を持っているかという、それについてまず1番目は述べてほしいと。

それで、今私が言っているのは将来の研修生を考えると、この今言った農業、観光でも、今度第3の波で一番婦恋村に今後七、八年の間に起きてくる中では、介護の人材なんです。その介護の人材が来るんで、これ業界では介護3.11、あの東日本大震災と同じように介護

津波と言うんです。介護津波がやってくる。なぜ介護津波がやってくるかという、もう今の団塊の世代の人が今70なんですけれども、七十五、六になると大体どこか調子悪かったり病気になったり、あるいは2人のうち1人ががんになる。家族の中で誰かが面倒見なきゃいけない。そういうときにその人手と人材がいなくなってくるんです。特に介護の分野は、名前は介護ですけれども、実態から見ると下の世話とかそういうことを実際に誰がやる、家族で何か起きたとき誰がやるんだという、こういうのは非常に深刻になってきます。ですから、さっき言った防災のことも出ていましたけれども、その介護津波が来るその前にどういうふうに介護津波を防ぐか、その防波堤をつくらないと今後非常に大変になります。ですから、ここの表の中に今、数字が出ていました。262名、17名、27名、でもこの右のところに、今度、介護の人材というのが恐らくここではこの農業の技術研修生のほうの数ほどはいないと思います。だけれども、かなり、誰か家族で働けない人、都合が悪い人いると相当必要になってきます。ですから、その準備をこれからしていただきたい。

それで、先ほどいろいろな質問してくると、何か問題が起きてからいつも考えると。村長の姿勢は。だけれども誰か言っていたように、問題が来る前にどういうふうに準備をするかというのがそれが村長の仕事でしょうと。あるいは私たち含めて議員もということですよ。そういう介護の人材がもし今後六、七年の間に誰もそういうことを準備していなかったって言ったら、これは誰の責任ですか。村長及び議員とかそういう人たちが、来るべきそういうことに対して備えをしていなかったからこんなに今、大変になっているんだという、そういうふうに村民さんその他は多分言うようになってくると思います。ですから、そういうことに対して今後準備していかなきゃいけない。

それで、今、村では農業の研修生に関しては農林課、観光に関する観光課、それで今後介護のことにくるとこれは福祉ですね。ですからこういう重要な案件がやってくる時、これを村の行政としてはどういうふうにまとめて今後対処していくか。本当は何か研修生か、名前は何てするかわかんないですけれども、外国の方が来て働いたりしてくれる課、その課が何かやっぱりひとつ専門に誰かが今後やっていないと私は大変になると思いますんで、その辺はどこの課が総合的に考えてやっていくのか、その辺をちょっと村長何か考えがあるか、村長でなければ福祉課長でもいいです。一番近いところで。その辺で答えて。でも、一番はやっぱり村長が来るべきものについて考えていなきゃいけないわけですから、やっぱり基本的には村長に答えていただきます。

次、3番目、それで今、研修生、あるいは技能研修生でビザの問題なんですけれども、大

体いられるためにどういうふうになっているかという、例えば1年なら1年のビザですと、農業の方たちに見ると6カ月くらいやってまだまだ4カ月、5カ月余っていることがあるんです。そうすると、ビザがちょうど切れる前に誰かが来て、ビザが切れちゃうけれども、あなたのビザ1年間あるのにまだ5カ月余っていますよと。だから私がどこか就職探してあげますからと言うと、そういう人たちは大体東京へ行っちゃったりほか行ったりして、婦恋村の、本来は中国とかベトナム、インドネシア帰らなきゃいけないんですけども、そこへ居座っちゃうんです。そうすると出入国管理事務所から見るとそういうことに対して婦恋村しっかきできていない、そういうことになると、じゃ、こういう研修生はやめにしようとかそういうことになってきます。

それで、その現実があらわれたのは最近では川上村です。川上村もすごい研修生多かったんですけども、そういう技能研修生がみんな約束を守らないで居座っちゃってみんな逃げちゃうんです。だから川上村は研修生はとっちゃだめですと、このくらい厳しく言うてくるわけです。ですけども、もしそういうことを失敗したりして、そういうことが婦恋がならないとは思いますが、川上村みたいに逃げちゃったりする人がかなりふえると、これはとめられますから大変なことになると思います。ですから、その辺に関してもどういうふうに対策を持っているか。

また、ちょっと中長期的に見ると、村長が言っているように農業と観光、それを特別区に、特区にして、それで行き来が自由にする。一例ですけども、農家で仕事が終わったら、じゃ、その冬のときは観光のところで働けるとか、そういうふうにする。あるいはほかのチャンスを与える。でもこれはもう農協さん1つでやってできるような話じゃないんです。国の法律とかそういうものですから。だから、そういう現場の声とその法律がちょっとずれが起きたりしている場合は、議会とかそういうことが中心になってこういう制度よりこういうふうに変えてください。農業特区、観光特区でこういうふうにしてくださいというそういう陳情を開始しなければいけないわけです。村長が考えている農業、観光特区ですか。また、将来これから3年、4年に対して今、私が言ったようなこと、そういうことに対してこれからどう対処していくか、それをちょっと述べていただきたいと。

以上です。終わります。

○議長（滝沢倅明君） 大野克美君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

日本全国、今のままの出生率1.4%ですか、特殊合計出生率がいった場合。平成40年には8,000万人に人口が減りますと。今現在日本の人口は1億2,700万人でございますが、これが1億人を切って8,000万人ぐらいまで人口が減少するという統計があるわけでございます。これは嬭恋村だけではなく全国的な規模の話でございます。

嬭恋村内においてほかの町村と比べますと、人口減少率が若干ほかよりは低いというのが現状でございます。今後さらに議員の皆さんとも協議をしながら一人でも多くの子供が安心して暮らせるように、未来に希望の持てるような政策を打っていきたいと思っておるところでございます。

3月14日でございますが、日本農業新聞に、特区で外国人農業就労者解禁という記事が出ておりました。農協さんから、専務さんから連絡がありまして、今、組合長と話ししているんですが、これは村長、行政マターだなと。私もちょうど新聞読んでおったところでございます。即、県のほうにも連絡を申し上げまして、農政部の今、部長になられました当時副部長でありました渋谷さんに、翌日担当課長も一緒に行って、あと高橋農政課長とも情報交換をさせてもらいました。大きな流れは、国が法律をつくって農業研修生の特別区、特区を指定するという流れがあるということでございます。その場合は研修生3年から5年間、同じ地域内であればほかの業種に入っても、同じ地域内であればいいという話もございました。その間、昭和村さんのほうも群馬県内では特区に申請ということで、独立行政法人が最初手を上げたという話を伺いまして、昭和村のほうにも担当課長と県のほうの担当者も一緒に行って勉強を重ねてきたところでございます。

特に嬭恋村農業につきましては、現在約260名の農業研修生が入村しておるわけでございます。主に約6カ月ということで4月、5月から10月、11月までという期間でございます。これが特区になった場合には3年もしくは5年間大丈夫ですと、また自分の国に、例えばでございますがインドネシアに帰って、また来て翌年も働いてもいいですよという規制緩和をしましょうという農業研修生に対する特区ということ、今政府が検討しておるところでございます。本年度内に制度設計をして来年度から実施したいと政府は交渉しておったところでございます。今後におきましても嬭恋村にとって農業研修生のお力なくして生産、それから生産管理、あるいは出荷、特に出荷の場合には研修生のお力なくして現実的には出荷、なかなか厳しいという現状がございますので、この特区につきましては嬭恋村独自でも申請をする予定でございます。群馬県と共同でも二本立てで嬭恋村は特区の申請を時期が来れば

申請をしていきたいと、農業研修生については現在考えておるところでございます。

また、農協さんとも担当とも逐次連絡を情報交換しながら、また県の指導も仰ぎながら嬭恋村は二本立てでいきたいと考えておるところでございます。

それから、観光関係で推定で今27名前後の方が嬭恋村内に入っております。ビザは普通3年ということで入ってきておるわけでございますけれども、とくに農業研修生につきましては農協さん、あるいは商系さんの皆さんも長野原の警察さんのほうでピースマインド協議会という組織もつくったりして警備課のほうはしっかり管理をしておっていただいております。そのようなこともありまして、なるべく問題の起きないようにしっかりと指導もしていただきながら管理しておる。加えまして、観光関係ですと27名でございますが、そういう組織がないわけでございます。長野原警察署管内のピースマインド協議会の中では、推定ですけれどもピーク時農業研修生が入ってくると400名以上の外国人研修生が入っておるというのが実態でございます。特に警察の皆さんの意見も聞きますと、不法滞在者が法務省入国管理局では非常に問題になっておるという状況があるそうでございます。不法滞在者の多くは観光の面で入ってきた方のほうが多いのが現実だというお話も聞いたところでございます。今後、警察行政ともしっかりと情報交換をしながら、村内における農業及び観光の外国人研修生についてはしっかりと情報交換をしながら、またしっかりと人も把握させていただきながら、また指導すべきことがあれば交通のルールや、あるいは社会の通念上のルールなども、鋭意、よく協議をしながら、管理と言っただけなんですけれども、研修生の政策を対応してまいりたいと、こんなふうに思っております。

また、農業、観光以外で、大野議員が2025年介護問題、団塊の世代が75歳になった場合以降が本当に問題だよというご指摘がございました。今ご存じだと思うんですけども、例えばございます特別養護老人ホーム介護担当がおるんですが、A特老とB特老とC特老とあるんですけども、人が足りないものですから給料を上げる、ここは20万円こっちが21万円にしましたという、20万円のところから21万円にそっと二、三人抜けちゃって移動するということがあると、一気に移動すると特別養護老人ホームが管理できないというような社会現象も実はあります。そんなこともありまして介護に対する人材は非常に不足しておるということでございます。厚生労働省のほうでも介護の人材については現場のほうは給料上げなさいよと、特別養護老人ホームのほうの役員報酬等は少し抑えなさいよという政策をここ2年ぐらいとってきておるわけでございますが、介護の職員の給料を1万5,000円上げるとか、こういう政策も現在、政府は政府でとっておるところでございます。村とい

たしましても農業、観光面だけではなく介護面についても包括支援システム、こういうものもしっかりと勉強し、介護や高齢者関係の医療関係も含めまして社会全体で、今、計画をつくっておりますので、その介護まで含めた形の人材も含めた形をその計画の中にしっかり勘案しながら取り組んでいくべき必要があると。

また、外国人研修生の関係で、介護の人材ということも政府のほうでは入国管理局、あるいは厚生労働省のほうも労働力人口の話でテーマに上っておるようでございます。政府の動向もよく注意しながら、また村は村で独自に、その来るべき時期が来る前に大野議員のご指摘のとおり介護についても人材確保をしっかりやっていく必要があるなど、こう考えております。

ビザの関係で最後ありましたが、現在は3年ビザが原則で、外国人研修生、特に太田の工業関係は中小企業団体中央会を通してもう何万人も群馬県内にも入っております。農業研修生については昭和村、嬭恋村が中心でございますけれども、ものをつくる製造業の関係ではもう中小企業団体中央会を通じた形の研修生は相当何万人ももう入っておるのが現実でございます。これを政府のほうとすれば、農業は農業の特区でやりましょうと、観光については現在が今ありますけれども、特に介護という新しいニーズ、需要が社会に必要性が生じてきておりますので、村でもそうですが県、あるいは国の情報もよく確認しながら村の計画の中にも計画的に取り入れていくべき時期に来ておると思っておりますので、対応してまいりたいと思っております。

それから、何課がするのかというお話でございましたが、現状では総合政策課、課がまたがったところについて企画、調整を含めまして総合政策課が中心となって農林振興課、観光商工課、住民福祉課等をまとめて庁内で考えてまいりたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 大野克美君の再質問を許可します。

○12番（大野克美君） 今、村長の答えを聞いていて、そういう必要性の認識は十分あるということ、そしてできるならばその特区みたいなもので、ある2年か3年か、それがある程度移動できる、これは多分すごくいいことだと思いますので、それを本当に実現できるようにぜひ力を注いでいただきたい、そういうふうに思います。

あと、介護のことに關しては、やっぱりこれからそういうことが非常に多いんです。ですから、東京なんかの病院なんか行くと、昔は全部医療のところだったんですけれども、1階、2階、3階、4階、それで3階、4階は医療じゃなくて、今、介護に変えたりしているんで

す。ベッドなんかも。ですから、今後そういう介護のことがとても必要な時代に入ってきますので、特に人材の確保、これには本当に力を入れて進めてほしいと、そういうふうに思います。

特に答弁はいいです。

はい。以上。

○議長（滝沢俣明君） はい。答弁は要らないということです。

以上で大野克美君の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（滝沢俣明君） 日程第4、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご異議ありませんので、申し出のとおり決定されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（滝沢俣明君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成29年第3回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長 滝 沢 俣 明

署 名 議 員 熊 川 一

署 名 議 員 伊 藤 洋 子